

磐梯朝日国立公園
(磐梯吾妻・猪苗代地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

(案)

平成 年 月 日

環 境 省

磐梯朝日国立公園
(磐梯吾妻・猪苗代地域)

指 定 書
(公園区域の一部変更)

目 次

| | |
|----------|---|
| 1 変更理由 | 5 |
| 2 変更する区域 | 6 |

1 変更理由

磐梯朝日国立公園は、東北地方中南部に位置し、山形、福島及び新潟の3県に跨り、出羽三山・朝日地域、飯豊地域、磐梯吾妻・猪苗代地域からなり、昭和25年9月5日に指定された。それぞれの地域は、朝日連峰や飯豊連峰に代表される雄大な山岳景観、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群等の湖沼景観を有しており、登山や自然探勝をはじめ多様な利用がなされている。

磐梯吾妻・猪苗代地域は、山形と福島に跨っており、磐梯山とその北側の裏磐梯を有する磐梯地区、西吾妻山を最高峰とする吾妻連峰と安達太良山を包括する吾妻地区、猪苗代湖を包括する猪苗代地区の3地区に分けられる。

磐梯地区は、明治に噴火した磐梯山の荒々しい山肌とその噴火によって形成された裏磐梯の300とも言われる湖沼群が特有の景観を呈している。

吾妻地区は、2,000m級の新旧火山が連なり、オオシラビソなどの天然林が広がり、山中には湿原が点在し、地区内には数多くの温泉が湧出している。また、東側の安達太良山も荒涼とした火口原が広がっている。

猪苗代地区は、磐梯山麓に位置し、日本で4番目の面積を誇る広大な湖であり、冬期には白鳥をはじめとした渡り鳥の飛来地となっている。

本地域は、これらの自然及び山岳地や湖沼付近からの眺望を求めて自然探勝、登山及びスキー、温泉などの利用が多い。

今回の第5次点検においては、前回点検（平成17年実施）時からの現地の利用実態、社会情勢の変化等を勘案し、本地域における公園区域を見直した結果、その一部を変更するものである。

2 変更する区域

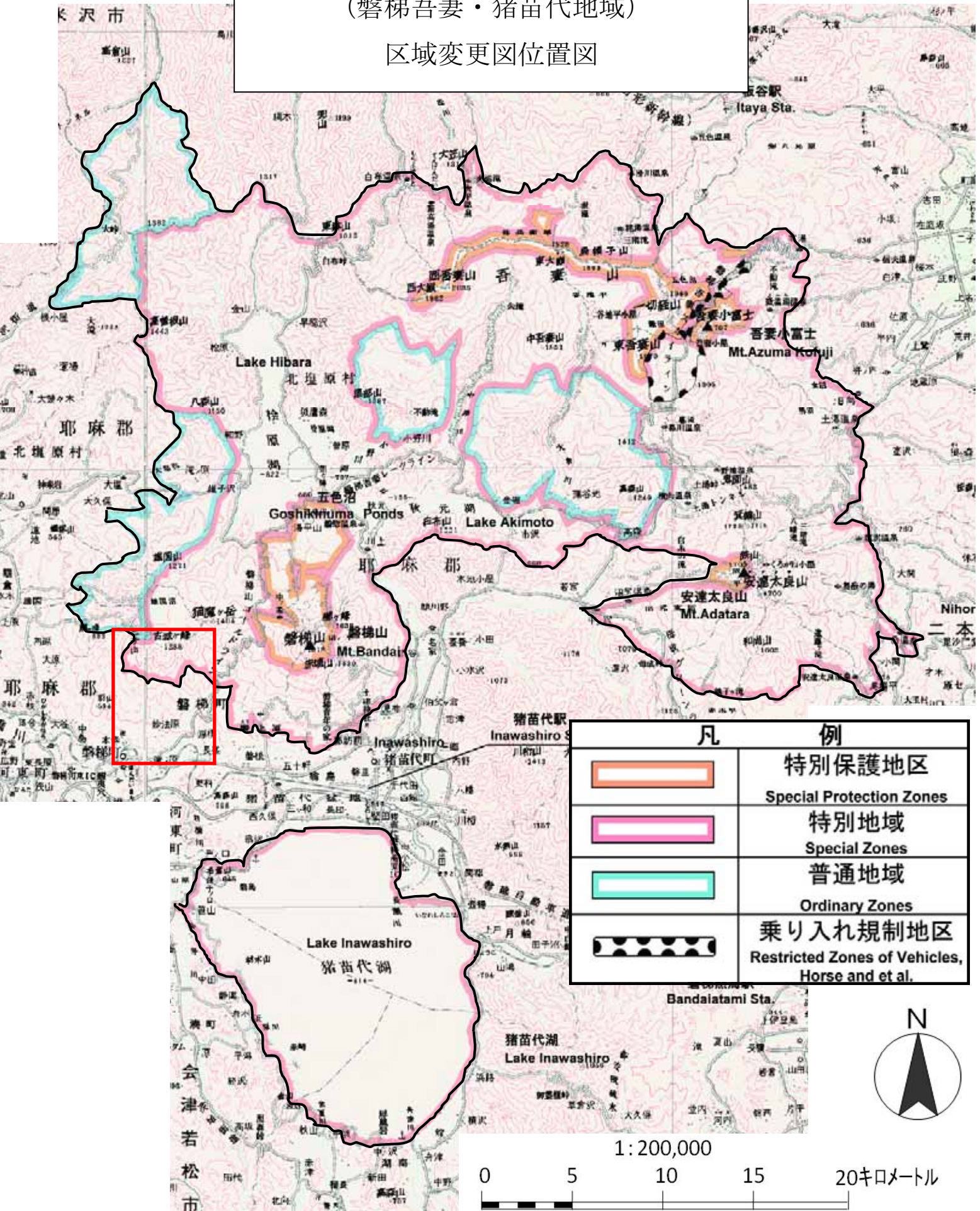
磐梯朝日国立公園（磐梯吾妻・猪苗代地域）の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表 1：公園区域変更表）

| 番号 | 区分 | 変更部分の区域 |
|----|----|------------------------|
| 1 | 削除 | 福島県耶麻郡磐梯町地内 大字磐梯の一部 |

| 変 更 理 由 | 面積 (ha) |
|--|---|
| <p>磐梯町七つ森地区においては、宅地開発が進み国立公園としての資質が失われているとともに、国立公園境界が不明確となっていることから、公園区域の明確化を図るために公園区域の一部を削除する。</p> | <p style="text-align: right;">△15</p> <p style="text-align: center;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 15 〕</p> |
| <p style="text-align: center;">変更部分面積計</p> | <p style="text-align: right;">△15</p> <p style="text-align: center;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 15 〕</p> |
| <p style="text-align: center;">変更前公園面積</p> | <p style="text-align: right;">68,244</p> <p style="text-align: center;">〔 国 50,808 〕 〔 公 893 〕 〔 私 16,543 〕</p> |
| <p style="text-align: center;">変更後公園面積</p> | <p style="text-align: right;">68,229</p> <p style="text-align: center;">〔 国 50,808 〕 〔 公 893 〕 〔 私 16,528 〕</p> |

磐梯朝日国立公園
 (磐梯吾妻・猪苗代地域)
 区域変更図位置図

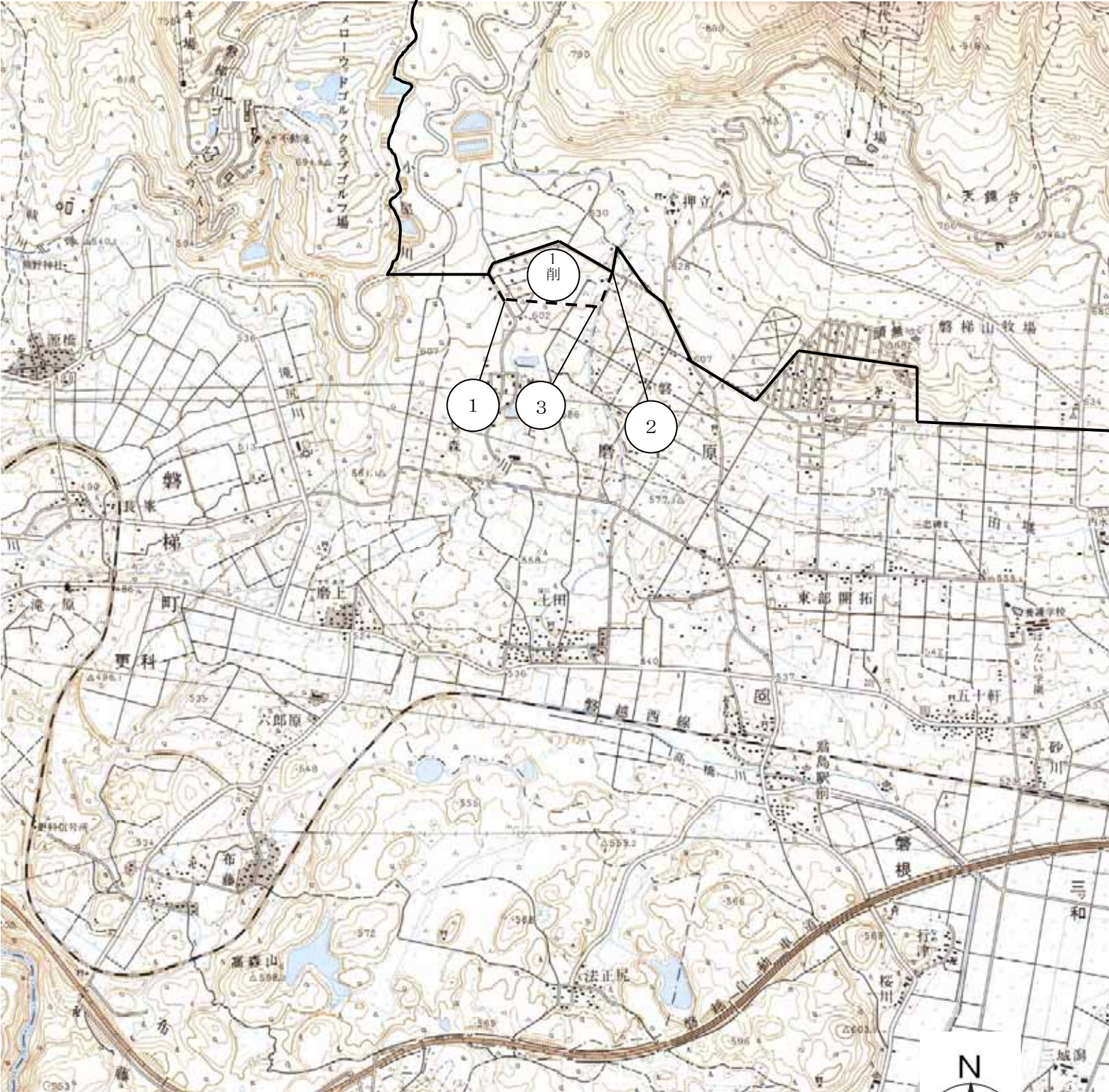


| 凡 例 | |
|--|---|
|  | 特別保護地区 Special Protection Zones |
|  | 特別地域 Special Zones |
|  | 普通地域 Ordinary Zones |
|  | 乗り入れ規制地区 Restricted Zones of Vehicles, Horse and et al. |

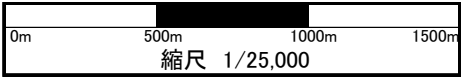
1: 200,000



磐梯朝日国立公園 公園区域変更図



| 凡 例 | |
|-----|------------|
| 1-2 | 道路界(道路敷除く) |
| 2-3 | 行政(町・町)界 |
| 3-1 | 道路界 |



磐梯朝日国立公園
(磐梯吾妻・猪苗代地域)

公園計画書
(公園計画の一部変更)

目 次

| | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 変 更 理 由 | 17 |
| 2 | 保 護 計 画 | |
| | (1) 保護規制計画 | 18 |
| | ア 特別地域 | 18 |
| | (ア) 第3種特別地域 | 20 |
| | イ 面積内訳 | 26 |
| | (ア) 地域地区別土地所有別面積 | 26 |
| | (イ) 地域地区別市町村別面積 | 28 |
| 3 | 事 業 計 画 | |
| | (1) 施設計画 | 30 |
| | ア 利用施設計画 | 30 |
| | (ア) 単独施設 | 30 |
| 4 | 参 考 事 項 | |
| | (1) 指定植物 | 39 |
| | (2) 過去の経緯 | 44 |
| | (3) 公園区域 | 45 |
| | (4) 保護規制計画 | 45 |
| | ア 特別地域 | 48 |
| | (ア) 特別保護地区 | 52 |
| | (イ) 第1種特別地域 | 58 |
| | (ウ) 第2種特別地域 | 64 |
| | (エ) 第3種特別地域 | 74 |
| | (オ) 指定湖沼 | 86 |
| | (カ) 乗入れ規制地域 | 88 |
| | イ 普通地域 | 90 |
| | (5) 利用施設計画 | 92 |
| | ア 集団施設地区 | 92 |
| | イ 単独施設 | 98 |
| | ウ 道路 | 122 |
| | (ア) 車道 | 122 |
| | (イ) 歩道 | 126 |
| | エ 運輸施設 | 136 |

1 変更理由

磐梯朝日国立公園は、東北地方中南部に位置し、山形、福島及び新潟の3県に跨り、出羽三山・朝日地域、飯豊地域、磐梯吾妻・猪苗代地域からなり、昭和25年9月5日に指定された。それぞれの地域は、朝日連峰や飯豊連峰に代表される雄大な山岳景観、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群等の湖沼景観を有しており、登山や自然探勝をはじめ多様な利用がなされている。

磐梯吾妻・猪苗代地域は、山形と福島に跨っており、磐梯山とその北側の裏磐梯を有する磐梯地区、西吾妻山を最高峰とする吾妻連峰と安達太良山を包括する吾妻地区、猪苗代湖を包括する猪苗代地区の3地区に分けられる。

磐梯地区は、明治に噴火した磐梯山の荒々しい山肌とその噴火によって形成された裏磐梯の300とも言われる湖沼群が特有の景観を呈している。

吾妻地区は、2,000m級の新旧火山が連なり、オオシラビソなどの天然林が広がり、山中には湿原が点在し、地区内には数多くの温泉が湧出している。また、東側の安達太良山も荒涼とした火口原が広がっている。

猪苗代地区は、磐梯山麓に位置し、日本で4番目の面積を誇る広大な湖であり、冬期には白鳥をはじめとした渡り鳥の飛来地となっている。

本地域は、これらの自然及び山岳地や湖沼付近からの眺望を求めて自然探勝、登山及びスキー、温泉などの利用が多い。

本地域の公園計画は、昭和53年12月8日に再検討、昭和60年1月31日に第1次点検、昭和63年7月23日には第2次点検、平成8年7月31日に第3次点検、平成17年7月12日に第4次点検が行われている。

今回の第5次点検においては、前回点検（平成17年）時からの現地の利用実態、社会情勢の変化等を勘案し、本地域における公園計画を見直した結果、その一部を変更するものである。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のように変更する。

ア 特別地域

特別地域の一部を次のように変更する。

(表 2 : 特別地域変更表)

| 番号 | 区分 | 変更部分の区域 |
|----|----|------------------------|
| 1 | 削除 | 福島県耶麻郡磐梯町地内 大字磐梯の一部 |

| 変 更 理 由 | 面 積 (ha) | | | | | | | | |
|---|--|--|--------|-----|--------|---|-----|---|--------|
| <p>磐梯町七つ森地区においては、宅地開発が進み、国立公園特別地域としての資質が失われているとともに、国立公園境界が不明確となっていることから、公園区域の明確化を図るための区域削除に伴い、特別地域の一部を削除する。</p> <p>【3特→外】</p> | <p style="text-align: right;">△15</p> | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">変更部分面積計</p> | <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="border: none;"></td><td style="text-align: right;">△15</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">〔 国</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">公</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">私</td><td style="text-align: right;">△15</td></tr> </table> | | △15 | 〔 国 | 0 | 公 | 0 | 私 | △15 |
| | △15 | | | | | | | | |
| 〔 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | △15 | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">変更前特別地域面積</p> | <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="border: none;"></td><td style="text-align: right;">53,871</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">〔 国</td><td style="text-align: right;">42,455</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">公</td><td style="text-align: right;">202</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">私</td><td style="text-align: right;">11,214</td></tr> </table> | | 53,871 | 〔 国 | 42,455 | 公 | 202 | 私 | 11,214 |
| | 53,871 | | | | | | | | |
| 〔 国 | 42,455 | | | | | | | | |
| 公 | 202 | | | | | | | | |
| 私 | 11,214 | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">変更後特別地域面積</p> | <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="border: none;"></td><td style="text-align: right;">53,856</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">〔 国</td><td style="text-align: right;">42,455</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">公</td><td style="text-align: right;">202</td></tr> <tr><td style="border: none; padding-right: 10px;">私</td><td style="text-align: right;">11,199</td></tr> </table> | | 53,856 | 〔 国 | 42,455 | 公 | 202 | 私 | 11,199 |
| | 53,856 | | | | | | | | |
| 〔 国 | 42,455 | | | | | | | | |
| 公 | 202 | | | | | | | | |
| 私 | 11,199 | | | | | | | | |

(ア) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

| 番号 | 区分 | 内容 | 名称 | 変更部分の区域 |
|----|----|---------|-----|------------------------|
| 1 | 削除 | 特別地域の縮小 | 七つ森 | 福島県耶麻郡磐梯町地内 大字磐梯の一部 |

| 変 更 理 由 | 面 積 (ha) | | | | | | | | |
|---|--|--|--------|---|--------|---|---|---|-------|
| <p>磐梯町七つ森地区においては、宅地開発が進み、国立公園第3種特別地域としての資質が失われているとともに、国立公園境界が不明確となっていることから、公園区域の明確化を図るための区域削除に伴い、当該第3種特別地域の一部を削除する。</p> | <p style="text-align: right;">△15</p> | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">変更部分面積計</p> | <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">△15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">△15</td> </tr> </table> | | △15 | 国 | 0 | 公 | 0 | 私 | △15 |
| | △15 | | | | | | | | |
| 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | △15 | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">変更前第3種特別地域面積</p> | <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">24,296</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">17,585</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">6,710</td> </tr> </table> | | 24,296 | 国 | 17,585 | 公 | 1 | 私 | 6,710 |
| | 24,296 | | | | | | | | |
| 国 | 17,585 | | | | | | | | |
| 公 | 1 | | | | | | | | |
| 私 | 6,710 | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;">変更後第3種特別地域面積</p> | <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">24,281</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">17,585</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">6,695</td> </tr> </table> | | 24,281 | 国 | 17,585 | 公 | 1 | 私 | 6,695 |
| | 24,281 | | | | | | | | |
| 国 | 17,585 | | | | | | | | |
| 公 | 1 | | | | | | | | |
| 私 | 6,695 | | | | | | | | |

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有者別面積（変更後）

(表 4 : 地域地区別土地所有者別面積)

| 地域区分 | | 特 別 地 域 | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|----------------|-----|-----|----------------|---|-----|------------------|-----|-------|
| 地種区分 | | 特別保護地区 | | | 第 1 種特別地域 | | | 第 2 種特別地域 | | |
| 土地所有別 | | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 |
| 山 形 県 | 土地所有別面積 | 446 | 0 | 0 | 790 | 0 | 0 | 1,626 | 39 | 154 |
| | 地種区分別面積 | | | | 790 | | | 1,819 | | |
| | 地域地区別面積 | 446 | | | | | | | | |
| | 地域別面積 | | | | | | | | | |
| 福 島 県 | 土地所有別面積 | 1,849 | 691 | 657 | 5,258 | 0 | 351 | 17,196 | 162 | 3,999 |
| | 地種区分別面積 | | | | 5,609 | | | 21,357 | | |
| | 地域地区別面積 | 3,197 | | | | | | | | |
| | 地域別面積 | | | | | | | | | |
| 合 計 | 土地所有別面積 | 2,295 | 691 | 657 | 6,048 | 0 | 351 | 18,822 | 201 | 4,153 |
| | 地種区分別面積 (比率) | | | | 6,399 (9.4) | | | 23,176 (34.0) | | |
| | 地域地区別面積 (比率) | 3,643 (5.3) | | | | | | | | |
| | 地域別面積 (比率) | | | | | | | | | |

(単位：面積ha、比率%)

| 第3種特別地域 | | | 普通地域（陸域） | | | 合 計 | | |
|------------------|---|-------|------------------|---|-------|-------------------|-----|--------|
| 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 |
| 1,209 | 1 | 390 | 0 | 0 | 2,154 | 4,071 | 40 | 2,698 |
| 1,600 | | | | | | | | |
| 4,209 | | | | | | | | |
| 4,655 | | | 2,154 | | | 6,809 | | |
| 16,376 | 0 | 6,305 | 6,058 | 0 | 2,518 | 46,737 | 853 | 13,830 |
| 22,681 | | | | | | | | |
| 49,647 | | | | | | | | |
| 52,844 | | | 8,576 | | | 61,420 | | |
| 17,585 | 1 | 6,695 | 6,058 | 0 | 4,672 | 50,808 | 893 | 16,528 |
| 24,281 (35.6) | | | | | | | | |
| 53,856 (78.9) | | | | | | | | |
| 57,499 (84.3) | | | 10,730 (15.7) | | | 68,229 (100.0) | | |

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

| 地域地区 市町村名 | | 現 行 | | | | | | 普通 地域 (陸域) | 合計 (陸域) |
|--------------|------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|------------------|------------|
| | | 特別地域 | | | | | 小 計 | | |
| | | 特保 | 第 1 種 | 第 2 種 | 第 3 種 | | | | |
| 山 形 県 | 米沢市 | 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | |
| | 計 | 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | |
| 福 島 県 | 福島市 | 888 | 727 | 2,338 | 4,544 | 8,497 | 0 | 8,497 | |
| | 会津若松市 | 0 | 0 | 241 | 139 | 380 | 0 | 380 | |
| | 郡山市 | 0 | 197 | 322 | 542 | 1,061 | 0 | 1,061 | |
| | 喜多方市 (旧塩川町含む) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,606 | 1,606 | |
| | 二本松市 | 0 | 325 | 405 | 1,332 | 2,062 | 0 | 2,062 | |
| | 安達郡 大玉村 | 0 | 55 | 547 | 998 | 1,600 | 0 | 1,600 | |
| | 耶麻郡 北塩原村 | 1,207 | 2,235 | 3,455 | 8,451 | 15,348 | 3,202 | 18,550 | |
| | 磐梯町 | 254 | 26 | 0 | 1,297 | 1,577 | 0 | 1,577 | |
| | 猪苗代町 | 848 | 2,044 | 3,662 | 5,393 | 11,947 | 3,768 | 15,715 | |
| 小 計 | | 3,197 | 5,609 | 10,970 | 22,696 | 42,472 | 8,576 | 51,048 | |
| 猪苗代湖 | | 0 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | |
| 計 | | 3,197 | 5,609 | 21,357 | 22,696 | 52,859 | 8,576 | 61,435 | |
| 合 計 | | 3,643 | 6,399 | 23,176 | 24,296 | 57,514 | 10,730 | 68,244 | |

(単位：面積ha)

| 変 更 後 | | | | | 増減 | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|------------------|-------------------|---------------|
| 特 別 地 域 | | | | | 普通 地域 (陸域) | 合計 (陸域) (B) | 陸域 (B - A) |
| 特保 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 小計 | | | |
| 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | 0 |
| 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | 0 |
| 888 | 727 | 2,338 | 4,544 | 8,497 | 0 | 8,497 | 0 |
| 0 | 0 | 241 | 139 | 380 | 0 | 380 | 0 |
| 0 | 197 | 322 | 542 | 1,061 | 0 | 1,061 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,606 | 1,606 | 0 |
| 0 | 325 | 405 | 1,332 | 2,062 | 0 | 2,062 | 0 |
| 0 | 55 | 547 | 998 | 1,600 | 0 | 1,600 | 0 |
| 1,207 | 2,235 | 3,455 | 8,451 | 15,348 | 3,202 | 18,550 | 0 |
| 254 | 26 | 0 | 1,282 | 1,562 | 0 | 1,562 | △15 |
| 848 | 2,044 | 3,662 | 5,393 | 11,947 | 3,768 | 15,715 | 0 |
| 3,197 | 5,609 | 10,970 | 22,681 | 42,457 | 8,576 | 51,033 | △15 |
| 0 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | 0 |
| 3,197 | 5,609 | 21,357 | 22,681 | 52,844 | 8,576 | 61,420 | △15 |
| 3,463 | 6,399 | 23,176 | 24,281 | 57,499 | 10,730 | 68,229 | △15 |

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

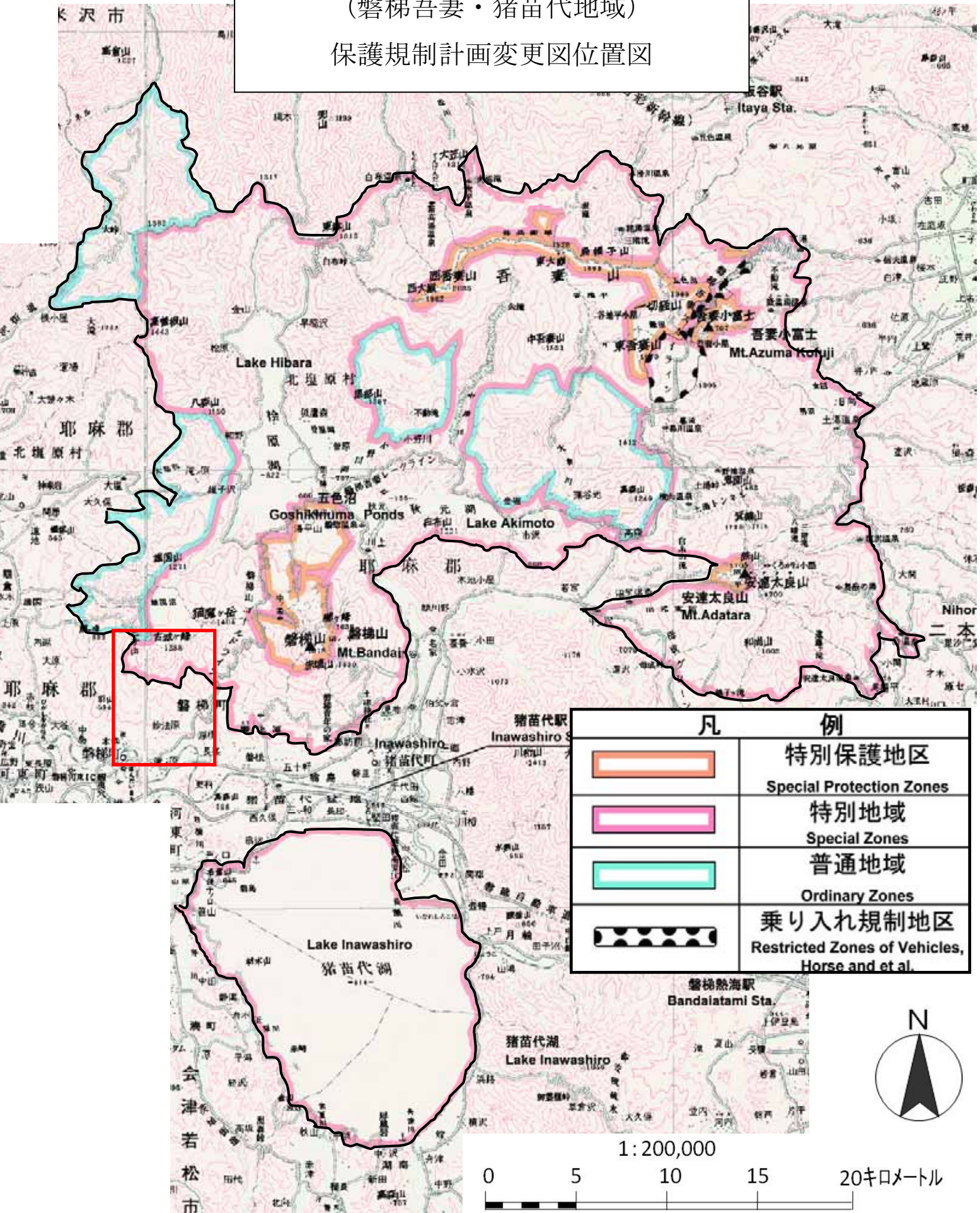
(ア) 単独施設

(表 6 : 単独施設削除表)

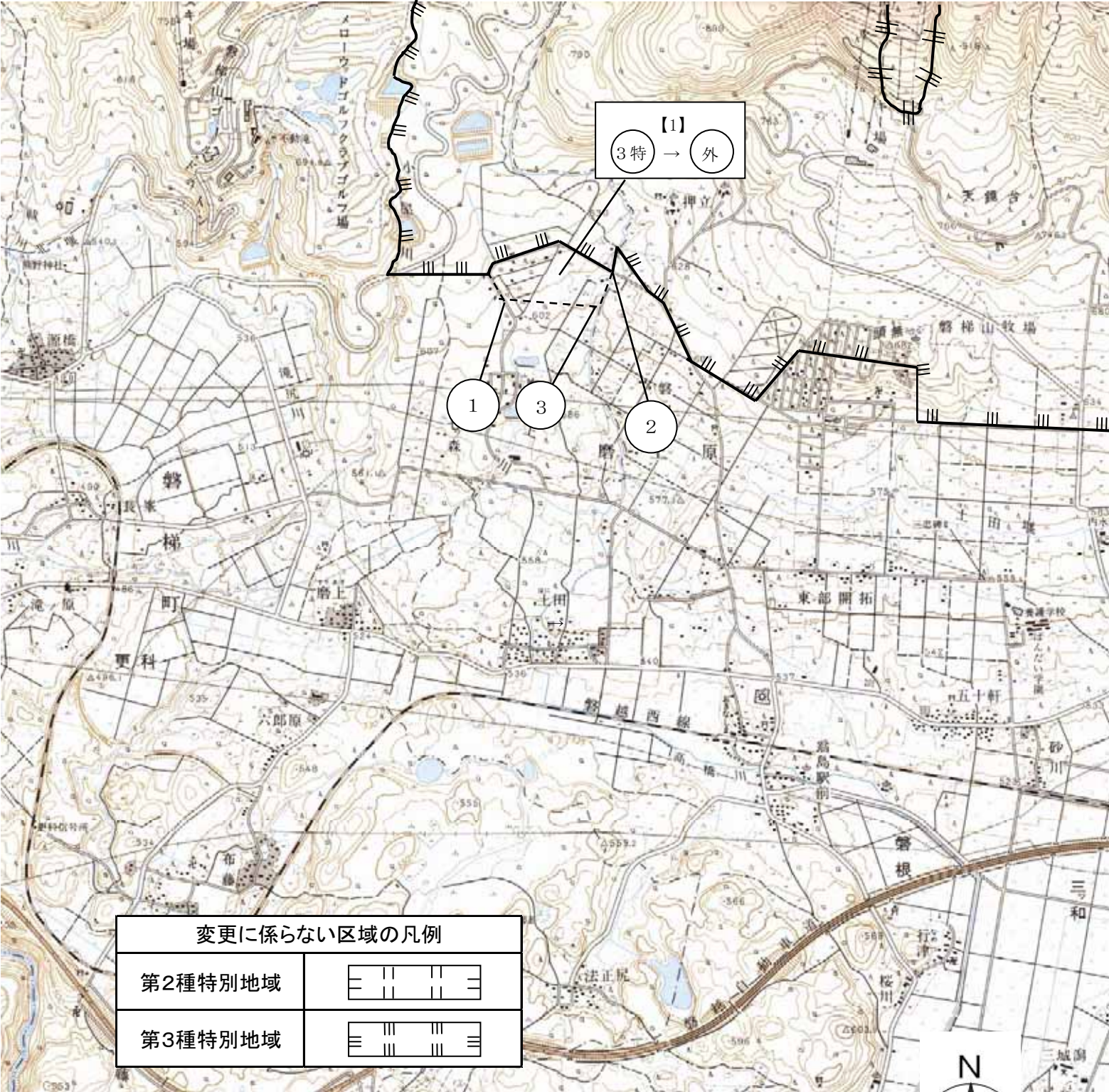
| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|-----|-----|----------------|
| 33 | 園地 | 福島県二本松市（五葉松平下） |
| 115 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（金山） |

| 告示年月日 | 理 由 |
|------------|-------------------------------------|
| 昭53. 12. 8 | 今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。 |
| 昭60. 1. 31 | 今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。 |

磐梯朝日国立公園
 (磐梯吾妻・猪苗代地域)
 保護規制計画変更図位置図

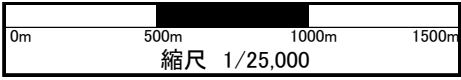


磐梯朝日国立公園 保護規制計画変更図



| 変更に係らない区域の凡例 | |
|--------------|---------|
| 第2種特別地域 | ≡ ≡ |
| 第3種特別地域 | ≡ ≡ |

| 凡 例 | |
|-----|------------|
| 1-2 | 道路界(道路敷除く) |
| 2-3 | 行政(町・町)界 |
| 3-1 | 道路界 |



(ア) 地域地区別土地所有者別面積 (変更後)

(表 4 : 地域地区別土地所有者別面積)

| 地域区分 | | 特 別 地 域 | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|----------------|-----|-----|----------------|---|-----|------------------|-----|-------|
| | | 特別保護地区 | | | 第 1 種特別地域 | | | 第 2 種特別地域 | | |
| 土地所有別 | | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 |
| 山 形 県 | 土地所有別面積 | 446 | 0 | 0 | 790 | 0 | 0 | 1,626 | 39 | 154 |
| | 地種区分別面積 | | | | 790 | | | 1,819 | | |
| | 地域地区別面積 | 446 | | | | | | | | |
| | 地域別面積 | | | | | | | | | |
| 福 島 県 | 土地所有別面積 | 1,849 | 691 | 657 | 5,258 | 0 | 351 | 17,196 | 162 | 3,999 |
| | 地種区分別面積 | | | | 5,609 | | | 21,357 | | |
| | 地域地区別面積 | 3,197 | | | | | | | | |
| | 地域別面積 | | | | | | | | | |
| 合 計 | 土地所有別面積 | 2,295 | 691 | 657 | 6,048 | 0 | 351 | 18,822 | 201 | 4,153 |
| | 地種区分別面積 (比率) | | | | 6,399 (9.4) | | | 23,176 (34.0) | | |
| | 地域地区別面積 (比率) | 3,643 (5.3) | | | | | | | | |
| | 地域別面積 (比率) | | | | | | | | | |

(単位：面積ha、比率%)

| 第3種特別地域 | | | 普通地域（陸域） | | | 合 計 | | |
|------------------|---|-------|------------------|---|-------|-------------------|-----|--------|
| 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 |
| 1,209 | 1 | 390 | 0 | 0 | 2,154 | 4,071 | 40 | 2,698 |
| 1,600 | | | | | | | | |
| 4,209 | | | | | | | | |
| 4,655 | | | 2,154 | | | 6,809 | | |
| 16,376 | 0 | 6,305 | 6,058 | 0 | 2,518 | 46,737 | 853 | 13,830 |
| 22,681 | | | | | | | | |
| 49,647 | | | | | | | | |
| 52,844 | | | 8,576 | | | 61,420 | | |
| 17,585 | 1 | 6,695 | 6,058 | 0 | 4,672 | 50,808 | 893 | 16,528 |
| 24,281 (35.6) | | | | | | | | |
| 53,856 (78.9) | | | | | | | | |
| 57,499 (84.3) | | | 10,730 (15.7) | | | 68,229 (100.0) | | |

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

| 地域地区 市町村名 | | 現 行 | | | | | | 普通 地域 (陸域) | 合計 (陸域) |
|--------------|------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|------------------|------------|
| | | 特別地域 | | | | | 小 計 | | |
| | | 特保 | 第 1 種 | 第 2 種 | 第 3 種 | | | | |
| 山 形 県 | 米沢市 | 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | |
| | 計 | 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | |
| 福 島 県 | 福島市 | 888 | 727 | 2,338 | 4,544 | 8,497 | 0 | 8,497 | |
| | 会津若松市 | 0 | 0 | 241 | 139 | 380 | 0 | 380 | |
| | 郡山市 | 0 | 197 | 322 | 542 | 1,061 | 0 | 1,061 | |
| | 喜多方市 (旧塩川町含む) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,606 | 1,606 | |
| | 二本松市 | 0 | 325 | 405 | 1,332 | 2,062 | 0 | 2,062 | |
| | 安達郡 大玉村 | 0 | 55 | 547 | 998 | 1,600 | 0 | 1,600 | |
| | 耶麻郡 北塩原村 | 1,207 | 2,235 | 3,455 | 8,451 | 15,348 | 3,202 | 18,550 | |
| | 磐梯町 | 254 | 26 | 0 | 1,297 | 1,577 | 0 | 1,577 | |
| | 猪苗代町 | 848 | 2,044 | 3,662 | 5,393 | 11,947 | 3,768 | 15,715 | |
| 小 計 | | 3,197 | 5,609 | 10,970 | 22,696 | 42,472 | 8,576 | 51,048 | |
| 猪苗代湖 | | 0 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | |
| 計 | | 3,197 | 5,609 | 21,357 | 22,696 | 52,859 | 8,576 | 61,435 | |
| 合 計 | | 3,643 | 6,399 | 23,176 | 24,296 | 57,514 | 10,730 | 68,244 | |

(単位：面積 h a)

| 変 更 後 | | | | | 増減 | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|------------------|-------------------|---------------|
| 特 別 地 域 | | | | | 普通 地域 (陸域) | 合計 (陸域) (B) | 陸域 (B - A) |
| 特保 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 小計 | | | |
| 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | 0 |
| 446 | 790 | 1,819 | 1,600 | 4,655 | 2,154 | 6,809 | 0 |
| 888 | 727 | 2,338 | 4,544 | 8,497 | 0 | 8,497 | 0 |
| 0 | 0 | 241 | 139 | 380 | 0 | 380 | 0 |
| 0 | 197 | 322 | 542 | 1,061 | 0 | 1,061 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,606 | 1,606 | 0 |
| 0 | 325 | 405 | 1,332 | 2,062 | 0 | 2,062 | 0 |
| 0 | 55 | 547 | 998 | 1,600 | 0 | 1,600 | 0 |
| 1,207 | 2,235 | 3,455 | 8,451 | 15,348 | 3,202 | 18,550 | 0 |
| 254 | 26 | 0 | 1,282 | 1,562 | 0 | 1,562 | △15 |
| 848 | 2,044 | 3,662 | 5,393 | 11,947 | 3,768 | 15,715 | 0 |
| 3,197 | 5,609 | 10,970 | 22,681 | 42,457 | 8,576 | 51,033 | △15 |
| 0 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | 0 | 10,387 | 0 |
| 3,197 | 5,609 | 21,357 | 22,681 | 52,844 | 8,576 | 61,420 | △15 |
| 3,463 | 6,399 | 23,176 | 24,281 | 57,499 | 10,730 | 68,229 | △15 |

3 施設計画

(1) 利用施設計画

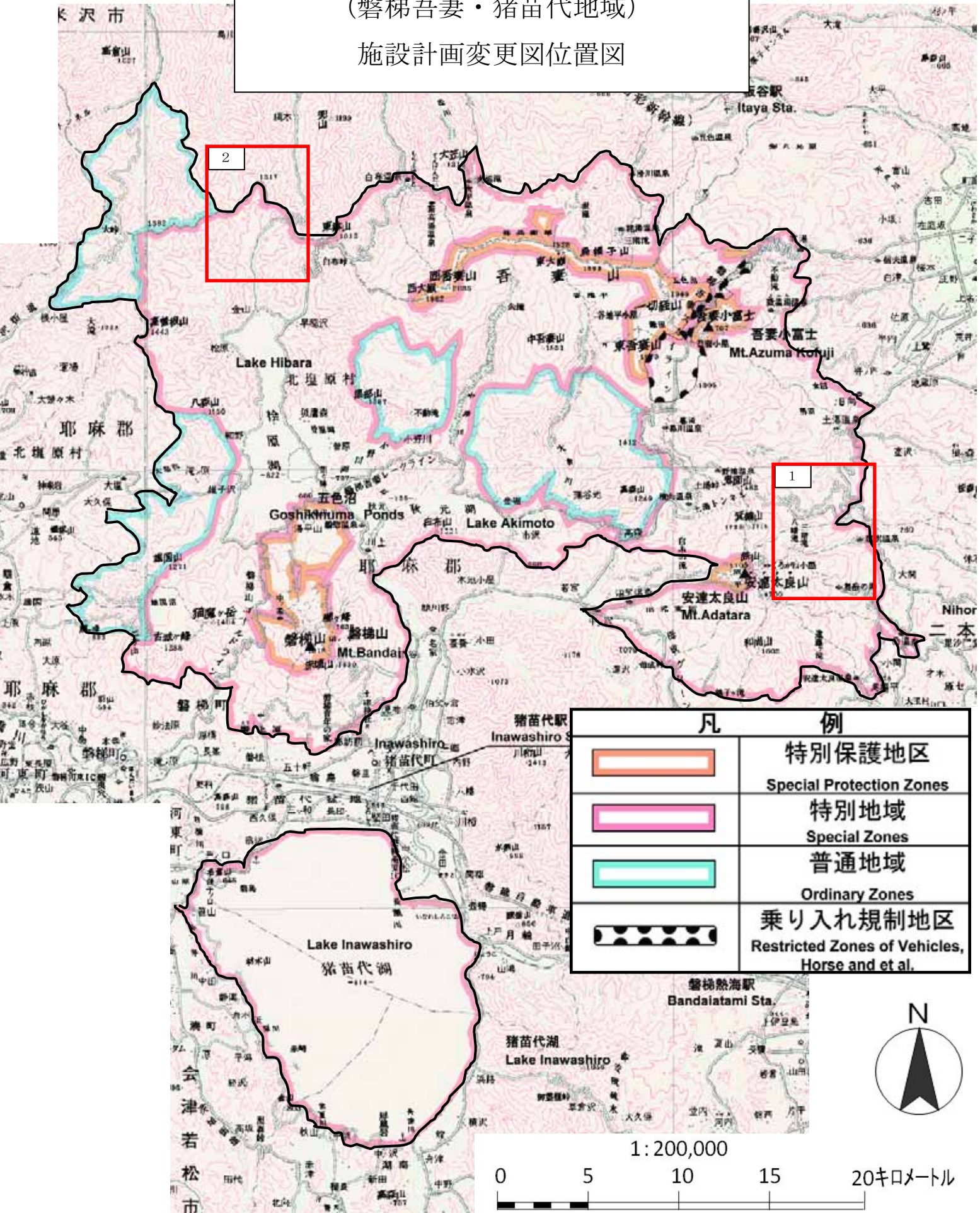
ア 単独施設

(表 6 : 単独施設削除表)

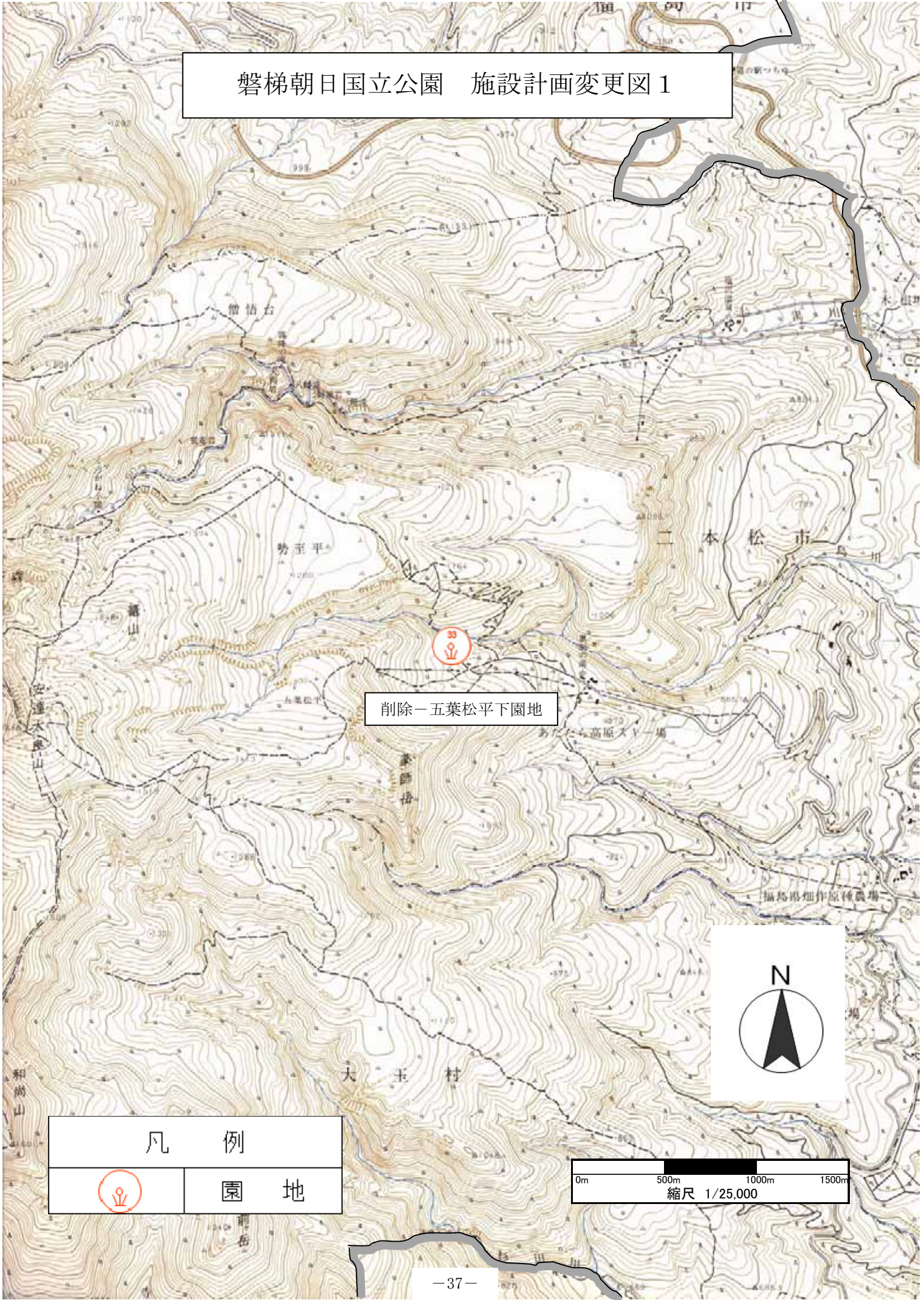
| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|-----|-----|----------------|
| 33 | 園地 | 福島県二本松市（五葉松平下） |
| 115 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（金山） |

| 告示年月日 | 理 由 |
|------------|-------------------------------------|
| 昭53. 12. 8 | 今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。 |
| 昭60. 1. 31 | 今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。 |

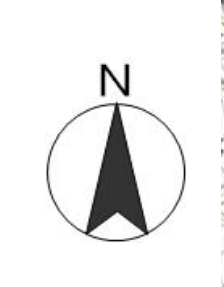
磐梯朝日国立公園
 (磐梯吾妻・猪苗代地域)
 施設計画変更図位置図




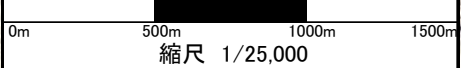
磐梯朝日国立公園 施設計画変更図1



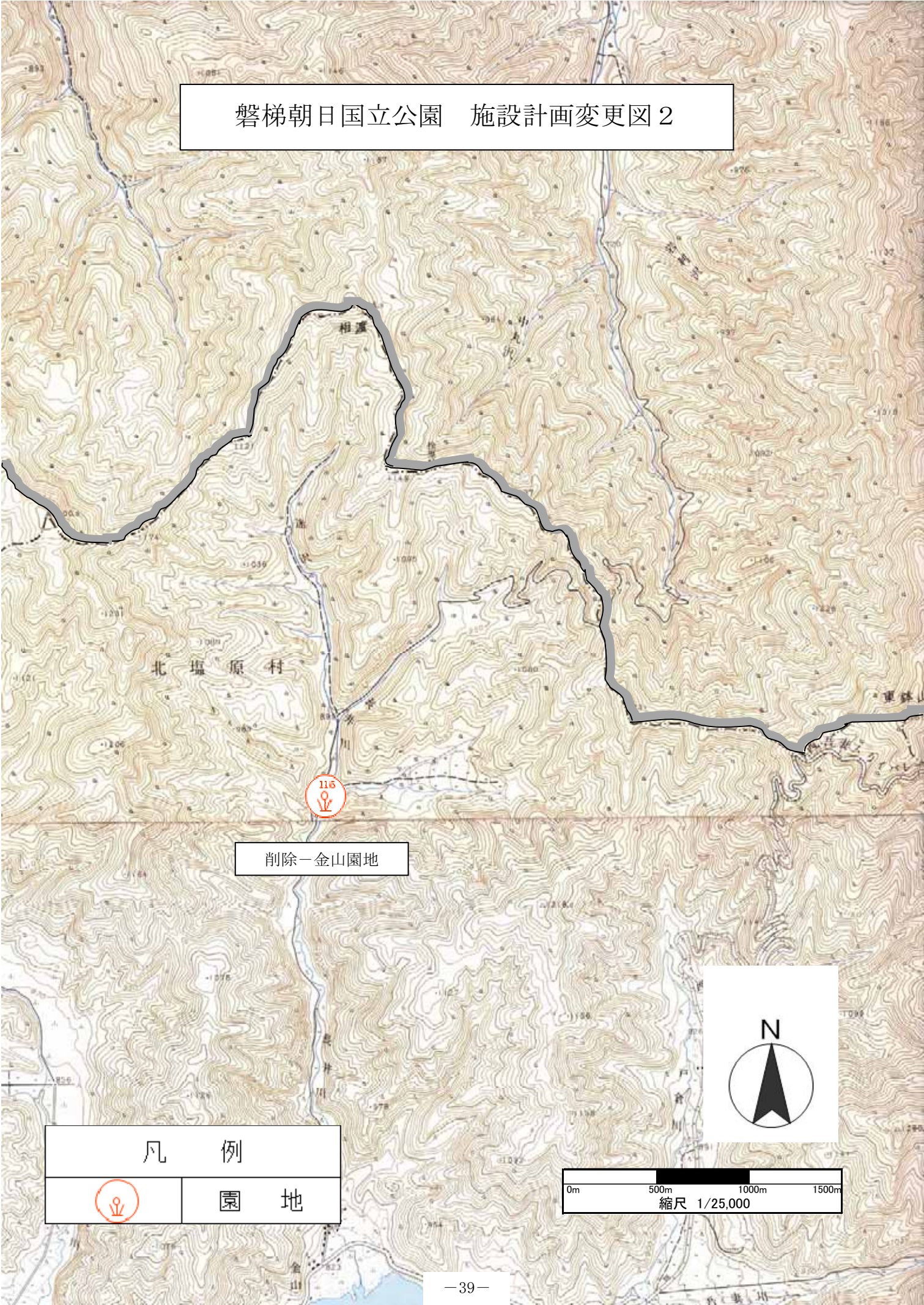
削除—五葉松平下園地



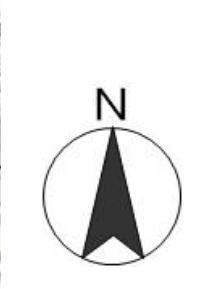
| | |
|---|-----|
| 凡 例 | |
|  | 園 地 |




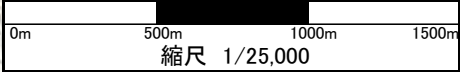
磐梯朝日国立公園 施設計画変更図2



削除一金山園地



| | |
|---|-----|
| 凡 例 | |
|  | 園 地 |



4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表 7 : 指定植物)

| 科 目 | 種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名) |
|---------|---|
| ミズゴケ | ミズゴケ |
| ヒカリゴケ | ヒカリゴケ |
| ヒカゲノカズラ | ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ |
| イワヒバ | エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ |
| ミズニラ | ヒメミズニラ |
| ハナヤスリ | ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)、エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを含む。) |
| イノモトソウ | リシリシノブ |
| オシダ | オクヤマワラビ、タカネヘビノネゴザ、シロウマイタチシダ、ニッコウシダ |
| シシガシラ | ミヤマシシガシラ |
| チャセンシダ | クモノスシダ |
| ウラボシ | ミヤマウラボシ |
| マツ | ハイマツ |
| ヒノキ | ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ |
| イチイ | キャラボク |
| ツチトリモチ | ミヤマツチトリモチ |
| タデ | イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。)、オヤマソバ、ムカゴトラノオ、オンタデ、タカネスイバ |
| ナデシコ | タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、センジュガンピ、タカネツメクサ、エゾフスマ (シラオイハコベ) |
| キンポウゲ | オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、オクトリカブト、レイジンソウ、ホソバトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ (チョウカイイチゲ、エゾハクサンイチゲを含む。)、ミスミソウ (スハマソウ、オオミスミソウを含む。)、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、エゾイチゲ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン)、シラネアオイ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、ミヤマカラマツ、ヒメミヤマカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク |
| メギ | サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ (トガクシソウ) |

| 科 目 | 種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名) |
|---------|--|
| スイレン | オゼコウホネ、エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。) |
| ウマノスズクサ | コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン) |
| オトギリソウ | エゾオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)、オシマオトギリ |
| モウセンゴケ | モウセンゴケ |
| ケシ | エゾエンゴサク、ミチノクエンゴサク、ヤマブキソウ、オサバクサ |
| アブラナ | ミヤマハタザオ、イワハタザオ (イワテハタザオを含む。)、ミヤマガラシ (ヤマガラシ)、ミヤマタネツケバナ (ミネガラシ)、ハクセンナズナ |
| ベンケイソウ | ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチツパベンケイ |
| ユキノシタ | バンダイショウマ、アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ダイヤモンドソウ (ウチワダイヤモンドソウを含む。)、ミヤマダイヤモンドソウ、エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。)、フキユキノシタ |
| バラ | コシジシモツケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、タカネイバラ、ホロムイイチゴ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、シロバナトウウチソウ、マルバシモツケ |
| マメ | イワオオギ、オヤマノエンドウ、ツガルフジ |
| フウロソウ | グンナイフウロ、ハクサンフウロ |
| スマレ | キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、チシマウスバスマレ (ケウスバスマレ)、オオバキスマレ、タカネスマレ (クモマスマレ)、テリハタチツボスマレ、ナエバキスマレ、ミヤマスマレ、ミヤマツボスマレ |
| アカバナ | ヤナギラン、アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、オオアカバナ、ムツアカバナ |
| スギナモ | スギナモ |
| ミズキ | ゴゼンタチバナ |
| セリ | イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ハクサンボウフウ |
| イワウメ | イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む。) |
| イチヤクソウ | ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウ、コバナイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ |
| ツツジ | ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ (エゾイソツツジ)、 |

| 科 目 | 種 目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名) |
|--------|--|
| ツツジ | ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ (シロバシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ、アズマシャクナゲ、オオバツツジ、サイコクミツバツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラドウダン、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、イワツツジ、コケモモ |
| ガンコウラン | ガンコウラン |
| サクラソウ | ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ヒナザクラ、ツマトリソウ、コツマトリソウ |
| リンドウ | トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、イイデリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ |
| アカネ | エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ |
| ムラサキ | エチゴルリソウ |
| シソ | ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、デワノタツナミソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。) |
| ゴマノハグサ | ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、マルバコゴメグサ、ヒメコゴメグサ (コバノコゴメグサ)、エゾコゴメグサ、ヤマウツボ (ミヤマウツボを含む。)、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、イワテシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ (バンダイクワガタを含む。)、クガイソウ |
| タヌキモ | ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ |
| オオバコ | ハクサンオオバコ |
| スイカズラ | リンネソウ、クロミノウグイスイカズラ、コウグイスカグラ |
| オミナエシ | マルバキンレイカ、コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、キンレイカ |
| マツムシソウ | マツムシソウ (エゾマツムシソウを含む。)、タカネマツムシソウ |
| キキョウ | ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、チシマギキョウ、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、キキョウ |
| キク | タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、チョウジギク、ウサギギク (エソウサギギクを含む。)、ミヤマオトコヨモギ、タカネヨモギ、ミヤマヨメナ、カニコウモリ、イワインチン、ナンブタカネアザミ、オニアザミ (ハリオニアザミを含む。)、ウゴアザミ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、クモマニガナ、 |

| 科目 | 種目 (ミズゴケ科の植物にあつては属名) |
|--------|--|
| キク | ミヤマウスユキソウ (ヒナウスユキソウ)、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、トウゲブキ、カイタカラコウ、イワテヒゴタイ、ミヤマキタアザミ、クロトウヒレン、センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン)、ヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、キクアザミ、コウリンカ、ミヤマキオン、サワオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネキク) |
| オモダカ | マルバオモダカ |
| ホロムイソウ | ホロムイソウ |
| ユリ | ネバリノギラン、シロウマアサツキ、ツバメオモト、カタクリ、ミヤマクロユリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、タチギボウシ、コオニユリ、スカシユリ、ヤマスカシユリ、クルマユリ、ヒメサユリ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、イワショウブ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。) |
| アヤメ | ノハナショウブ、ヒメジャガ、ヒオオギアヤメ |
| イグサ | ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)、クモマスズメノヒエ |
| ホシクサ | ミヤマヒナホシクサ、アズマホシクサ |
| イネ | コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス |
| サトイモ | ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ |
| ミクリ | ホソバタマミクリ |
| カヤツリグサ | ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、イワキスゲ (キンチャクスゲ)、ダケスゲ、ヒロハイッポンスゲ (オオツルスゲ)、キンスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ |
| ラン | コアニチドリ、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、イチョウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチョウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、サギソウ、ミズトンボ、ギボウシラン、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、 |

| 科目 | 種目（ミズゴケ科の植物にあつては属名） |
|----|--|
| ラン | フタバラン（コフタバラン）、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む。）、ヒナチドリ、オノエラン、ウチョウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、ホソバノキソチドリ、ツブラトンボ、ガッサンチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ハクウンラン、ショウキラン |

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

- 昭和25年9月5日 磐梯朝日国立公園の区域の指定
(厚生省告示第232号)
- 昭和53年12月8日 公園区域の全般的な見直し(再検討)
(環境庁告示第94号)

イ 規制計画

- 昭和32年9月27日 特別地域、特別保護地区の指定
特別地域の指定(厚生省告示第307号)
特別保護地区の指定(厚生省告示第308号)
- 昭和46年11月13日 指定湖沼の指定(鎌沼、五色沼)
(環境庁告示第41号)
- 昭和53年12月8日 保護規制計画の全般的な見直し(再検討)
特別地域(環境庁告示第96号)
特別保護地区(環境庁告示第97号)
- 昭和63年7月23日 保護規制計画の変更(第2次点検)
(環境庁告示第24号)
- 平成2年12月1日 保護規制計画の変更(車馬等の乗入れ規制地域の追加)
(環境庁告示第102号)

ウ 施設計画

- 昭和32年9月27日 全体計画の決定
(厚生省告示第306号)
- 昭和53年12月8日 利用施設計画の全般的な見直し(再検討)
(環境庁告示第95号)
- 昭和60年1月31日 利用施設計画の変更(第1次点検)
(環境庁告示第1号)
- 昭和61年1月31日 利用施設計画の変更(単独施設の追加)
(環境庁告示第4号)
- 昭和63年7月23日 利用施設計画の変更(第2次点検)
(環境庁告示第24号)
- 平成2年8月18日 東北自然歩道線道路の追加
(環境庁告示第54号)
- 平成8年7月31日 利用施設計画の変更(第3次点検)
(環境庁告示第46号)
- 平成17年7月12日 利用施設計画の変更(第4次点検)
(環境省告示第68号)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表8：公園区域表)

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|-------|
| 山形県 | 米沢市内 国有林置賜森林管理署210林班から214林班まで、216-I 林班及び217林班から224林班までの各一部 米沢市 大字大沢、大字大平、大字入田沢、大字李山及び大字関の各一部 | 6,809 | |
| | | 小 計 | 6,809 |
| 福島県 | 福島市内 国有林福島森林管理署27林班から39林班まで、42林班から46林班まで、49林班から52林班までの各全部並びに53林班、56林班及び59林班の各一部 福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の各の一部 | 8,497 | |
| | 郡山市内 国有林福島森林管理署242林班から244林班までの全部 郡山市 湖南町の一部 | 3,663 | |
| | 二本松市内 国有林福島森林管理署9林班、12林班、13林班及び15林班から20林班までの全部並びに14林班の一部 二本松市 塩沢町、岳温泉及び永田の各一部 | 2,062 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|--|
| 福島県 | 安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署8林班から11林班までの全部並びに2林班、3林班及び7林班の各一部 安達郡大玉村 玉井の一部 | 1,600 | |
| | 会津若松市内 国有林会津森林管理署20林班の一部 会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静潟の各一部 | 3,270 | |
| | 喜多方市内（旧塩川町内含む） 国有林会津森林管理署388林班及び396林班までの全部 喜多方市（旧塩川町含む） 字岩月町、関柴町及び塩川町常世の一部 | 1,606 | |
| | 耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署379林班から383林班まで及び406林班から465林班までの全部 耶麻郡北塩原村 大字大塩、大字関屋及び大字桧原の各一部 | 18,550 | |
| | 耶麻郡磐梯町内 国有林会津森林管理署105林班の全部 耶麻郡磐梯町 大字大谷、大字更科及び大字磐梯の各一部 | 1,562 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|--------|
| | <p>耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署101林班から104林班まで、166林班から186林班まで、189林班から194林班まで及び197林班から200林班までの全部並びに101林班から104林班まで、195林班及び196林班まで各一部 官行造林乳下1林班、根次1林班、猪苗代1林班、土湯沢1林班、長瀬5林班及び11林班、吾妻2林班から7林班及び10林班から13林班までの全部</p> <p>耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代、大字翁沢、蚕養、大字中小松、若宮及び大字山潟の各一部</p> | 20,610 | |
| | | 小 計 | 61,420 |
| 合 計 | | 68,229 | |

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表9：特別地域総括表)

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|-------|
| | | | |
| 山形県 | 米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班から214林班まで、216-I 林班及び217林班から224林班までの各一部 米沢市 大字大沢、大字大平、大字李山及び大字関の各一部 | 4,209 | |
| | | 小 計 | 4,209 |
| 福島県 | 福島市内 国有林福島森林管理署27林班から39林班まで、42林班から46林班まで、49林班から52林班まで、55林班及び59林班の全部並びに53林班、56林班及び60林班の各一部 福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の一部 | 7,609 | |
| | 郡山市内 国有林福島森林管理署242林班から244林班までの全部 郡山市 湖南町の一部 | 3,663 | |
| | 二本松市内 国有林福島森林管理署9林班及び12林班から20林班までの全部 二本松市 塩沢町、岳温泉及び永田の各一部 | 2,062 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|--|
| 福島県 | 安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署8林班から11林班までの全部並びに2林班、3林班及び7林班の各一部 安達郡大玉村 玉井の一部 | 1,600 | |
| | 会津若松市内 国有林会津森林管理署20林班の一部 会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静瀉の各一部 | 3,270 | |
| | 耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署409林班、412林班、413林班、415林班、416林班、418林班から432林班まで、435林班から438林班まで、443林班、445林班から447林班まで、449林班から452林班まで、457林班及び459林班の全部並びに406林班から408林班まで、410林班、411林班、414林班、416林班、417林班まで、433林班、434林班まで、439林班から442林班まで、444林班、448林班、453林班、456林班及び461林班から465林班までの各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 | 14,141 | |
| | 耶麻郡磐梯町 大字大谷、大字更科及び大字磐梯の各一部 | 1,308 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|--|---------|--------|
| 福島県 | <p>耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署101林班から103林班まで、166林班から171林班まで、178林班から182林班まで、185林班、186林班、189林班、191林班から200林班の各一部 官行造林乳下1林班、根次1林班、猪苗代1林班、土湯沢1林班、長瀬5林班及び11林班、吾妻2林班から7林班及び10林班から13林班までの全部</p> <p>耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代、大字翁沢、蚕養、大字中小松、若宮及び大字山瀉の各一部</p> | 15,994 | |
| | | 小 計 | 49,647 |
| 合 計 | | 53,856 | |

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の地域を特別保護地区とする。

(表10：特別保護地区総括表)

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|-----|
| | | | |
| 山形県 | 米沢市内 国有林置賜森林管理署210林班、212林班、216-I 林班、 217林班及び219林班から223林班までの各一部 | 446 | |
| | | 小 計 | 446 |
| 福島県 | 福島市内 国有林福島森林管理署33林班、45林班、46林班、49林 班、50林班、55林班、56林班及び59林班の各一部 福島市 町庭坂の一部 | 888 | |
| | 耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署444林班、456林班、457林班、 459林班及び465林班の各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 | 1,207 | |
| | 耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署104林班の全部並びに166林班、 79林班から182林班まで、185林班及び196林班の各一部 耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代及び蚕養の各一部 | 848 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|--|---------|--------|
| | 耶麻郡磐梯町内 国有林会津森林管理署105林班の全部 耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 | 254 | |
| | | 小 計 | 3, 197 |
| 合 計 | | 3, 643 | |

(表11：特別保護地区内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|------------|---|
| 吾妻連峰（吾妻山稜） | 山形米県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、212林班、216-I 林班、217林班及び219林班から223林班 までの各一部 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 33林班、45林班、50林班、55林班及び59林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村内 444林班、456林班、457林班、459林班及び465林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 166林班、179林班から182林班及び185林班の各一部 |
| 高湯賽河原 | 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 55林班の一部 福島県福島市 町庭坂の一部 |
| 吾妻小富士 | 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 45林班、46林班、49林班及び50林班の各一部 |
| 安達太良山（沼ノ平） | 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 196林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養の一部 |
| 合 | |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|---|---------|
| <p>本地区は吾妻連峰の主稜部で、ハイマツ、ミヤマネズ、アカミノイヌツゲ、ハクサンシャクナゲなどからなる高山低木林、アオノツガザクラ、ヒナザクラ、チングルマ、イワカガミなどからなる雪田植生、ミズゴケの優先する高層湿原、ミヤマホタル等の生育する池塘などからなる希少な植生景観と火山噴気現象や各種の火山地形などの原始的自然保護景観を呈する地域であり、これらを厳正に保護する。</p> | 1,544 |
| <p>ヤエハクサンシャクナゲの自生地であり、希少な植生の保護を図る。</p> | 54 |
| <p>吾妻小富士の典型的な火山地形及びその山麓に広がる火山性植生の保護を図る。</p> | 250 |
| <p>爆裂火口として特異な火山地形を呈しており、この地形の保護を図る。</p> | 174 |
| 計 | |

| 名 称 | 区 域 |
|----------|---|
| 裏磐梯（五色沼） | 福島県耶麻郡北塩原村内 大字桧原の一部 |
| 磐梯山（磐梯山） | 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 104林班の全部 福島県耶麻郡北塩原村内 大字桧原の一部 福島県耶麻郡磐梯町内 国有林会津森林管理署 105林班の全部 福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字猪苗代の一部 |
| 合 | |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|--|---------|
| <p>異なった水色を呈する湖沼群がその周辺植生と一体となって原始的自然景観を形成しており、その一体的保護を図る。</p> | 891 |
| <p>磐梯山爆裂火口を含めた山頂部一帯の火山地形とそれを被う火山性植生が一体となって原始的自然景観を形成しており、その一体的保護を図る。</p> | 730 |
| 計 | 3,643 |

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表12：第1種特別地域総括表)

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|--|---------|-----|
| | | | |
| 山形県 | 米沢市内 国有林置賜森林管理署210林班、212林班、217林班、219林班及び220林班の各一部 | 790 | |
| | 小 計 | | 790 |
| 福島県 | 福島市内 国有林福島森林管理署29林班、33林班、45林班、55林班及び59林班の各一部 | 724 | |
| | 郡山市内 国有林福島森林管理署243林班の全部 | 197 | |
| | 二本松市内 国有林福島森林管理署12林班、17林班及び19林班の各一部 二本松市 永田の一部 | 325 | |
| | 安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署8林班の一部 | 55 | |
| | 耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署413林班の全部並びに407林班、410林班、411林班、417林班、433林班、448林班及び465林班の各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 (桧原湖、小野川湖の全部) | 2,235 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|--|---------|-------|
| | 耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署166林班、179林班、180林班、194林班から196林班まで及び198林班から200林班までの各一部 | 2,044 | |
| | 耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 | 26 | |
| | | 小 計 | 5,606 |
| 合 計 | | 6,396 | |

(表13：第1種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|--------------------------|---|
| <p>吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)</p> | <p>山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、212林班、217林班、219林班及び220林班の各一部</p> <p>福島県福島市内 国有林福島森林管理署 33林班、45林班、55林班及び59林班の各一部</p> <p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 465林班の一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 166林班、179林班及び180林班の各一部</p> |
| <p>安達太良山 (安達太良山)</p> | <p>福島県福島市内 国有林福島森林管理署 29林班の一部</p> <p>福島県郡山市内 国有林福島森林管理署 243林班の一部</p> <p>福島県二本松市内 国有林福島森林管理署 12林班、17林班及び19林班の各一部</p> <p>二本松市 永田の一部</p> <p>福島県安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 8林班の一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 194林班から196林班まで及び198林班から200林班までの各一部</p> |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|--|---------|
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するアオモリトドマツ群落を主体とする森林景観の保護を図る。また、家形山北東部のヤエハクサンシャクナゲ、谷地平等にみられる湿原等については、これらの保護に重点を置く。</p> <p>山腹より下部については、一部地域に見られるクロベ－ヒメコマツ群落、ブナ－チシマザサ群落等の保護に重点を置くほか、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持を図る。</p> <p>なお、各公園利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 3,701 |
| <p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一带として保護し、自然の遷移にゆだねるものとする。山腹より山麓にかけての一带については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持を図る。</p> <p>なお、各公園利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 854 |

| 名 称 | 区 域 |
|-------------------|---|
| 裏磐梯 (磐梯北麓) | 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 407林班の一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 |
| 裏磐梯 (桧原三湖周辺) | 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 410林班、411林班、417林班、433林班及び448林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部（桧原湖、小野川湖の全部） |
| 磐梯山 (磐梯山腹) | 福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部 |
| 磐梯山 (猫魔ヶ岳・雄国沼) | 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 413林班の全部 |
| 合 | |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|--|---------|
| <p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点を置くとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> <p>磐梯山の噴火による泥流上に発達したアカマツ群落の保護に重点を置くものとし、中心部については、自然の遷移に委ねる。なお、この一帯は五色沼湖沼群の水源地域にもあたるので、これに影響を与えないよう地形の保全についても留意する。</p> | 73 |
| <p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点を置くとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> <p>桧原湖、小野川湖、秋元湖をはじめ桧原湖東南部中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然植生の保護を図る。</p> <p>また、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> | 1,567 |
| <p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山体の地殻と植生の保全を図り、山麓部については、現植生の維持と育成を図る。</p> | 26 |
| <p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>雄国沼の湖沼景観の維持と、湖畔部の湿原植物群落の保護に重点を置く。</p> <p>また、猫魔ヶ岳、古城ヶ峰、二子山へかけての西北面については、カルデラ地形の保全に留意するものとする。</p> | 175 |
| 計 | 6,396 |

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表14：第2種特別地域総括表)

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|-------|
| | | | |
| 山形県 | 米沢市内 国有林置賜森林管理署210林班から213林班まで及び218林班から224林班までの各一部 米沢市 大字大沢、大字大平及び大字李山の各一部 | 1,819 | |
| | 小 計 | | 1,819 |
| 福島県 | 福島市内 国有林福島森林管理署29林班から32林班、34林班から36林班、44林班、45林班、49林班から52林班、55林班、56林班、59林班及び60林班の各一部 福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の各一部 | 2,338 | |
| | 郡山市内 国有林福島森林管理署242林班から244林班までの各一部 郡山市 湖南町の一部 | 2,924 | |
| | 二本松市内 国有林福島森林管理署12林班及び17林班から19林班の各一部 二本松市 岳温泉の一部 | 405 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|--------|
| | | | |
| 福島県 | 安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 2 林班、3 林班、8 林班及び11林班の各一部 | 546 | |
| | 会津若松市内 国有林会津森林管理署20林班の一部 会津若松市 湊町大字共和、湊町大字静瀉及び湊町大字赤井の各一部 | 3,131 | |
| | 耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署415林班、457林班、459林班の全部、406林班から408林班まで、410林班、411林班、414林班から417林班まで、433林班、434林班、439林班から442林班まで、444林班、448林班、453林班、456林班及び461林班から465林班までの各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 | 3,455 | |
| | 耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署101林班から103林班、167林班から171林班まで、178林班、181林班、182林班、185林班、186林班及び191林班から197林班までの各一部 耶麻郡猪苗代町 大字翁沢、蚕養、大字中小松、若宮及び大字山瀉の各一部 | 8,557 | |
| | | 小 計 | 21,356 |
| 合 計 | | | 23,175 |

(表15：第2種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|---------------------------------------|--|
| <p>吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)</p> | <p>山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班から213林班まで及び218林班から224林班までの各一部 山形県米沢市 大字大沢、大字大平及び大字李山の各一部 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 32林班、34林班から36林班まで、44林班、45林班、49林班から52林班まで、55林班、56林班、59林班及び60林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 444林班、456林班、457林班、459林班及び465林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 169林班、178林班、181林班、182林班、185林班、186林班、191林班及び192林班の各一部</p> |
| <p>吾妻連峰 (高湯^{ぬるゆ}微温湯)</p> | <p>福島県福島市内 町庭坂及び桜本の各一部</p> |
| <p>吾妻連峰 (土湯)</p> | <p>福島県福島市内 土湯温泉町の一部</p> |
| <p>吾妻連峰 (中津川)</p> | <p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 464林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 167林班、168林班、170林班及び171林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部</p> |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|---|---------|
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するアオモリトドマツ群落を主体とする森林景観の保護を図る。また、家形山北東部のヤエハクサンシャクナゲ、谷地平等に見られる湿原等の保護に重点を置く。</p> <p>山腹より下部については、一部地域に見られるクロベ-ヒメコマツ群落、ブナ-チシマザサ群落等の保護に重点を置くほか、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持を図る。</p> <p>なお、各公園利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 4,897 |
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>公園利用施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。</p> | 162 |
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>公園利用施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。</p> | 207 |
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>中津溪谷を形成する地形と、これを被う森林景観の保全を図る。</p> | 229 |

| 名 称 | 区 域 |
|------------------|---|
| 安達太良山 (安達太良山) | 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 29林班から31林班までの各一部 福島県郡山市内 国有林福島森林管理署 242林班から244林班までの各一部 福島県二本松市内 国有林福島森林管理署 12林班、17林班から19林班の各一部 福島県安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 2林班、3林班、8林班及び11林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 193林班から195林班まで及び197林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 若宮の一部 |
| 安達太良山 (岳) | 福島県二本松市内 岳温泉の一部 |
| 安達太良山 (沼尻) | 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 196林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養の一部 |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|---|---------|
| <p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一体として保護し、自然の遷移に委ねるものとする。山腹より山麓にかけての一带については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持を図る。</p> <p>なお、各公園利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 2,090 |
| <p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 121 |
| <p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 203 |

| 名 称 | 区 域 |
|-------------|--|
| 裏磐梯（磐梯北麓） | 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 |
| 裏磐梯（桧原三湖周辺） | 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 415林班の全部並びに407林班、408林班、410林班、411林班、414 林班、416林班、417林班、433林班、434林班、439林班から442林 班まで、448林班、453林班及び461林班から463林班までの各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 福島県耶麻郡猪苗代町 若宮の一部（秋元湖の全部） |
| 磐梯山（磐梯山腹） | 福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 406林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101林班から103林班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町の一部（大字なし） |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|---|---------|
| <p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点を置くとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> <p>磐梯山噴火による泥流上に発達したアカマツ群落の保護に重点を置くものとし、中心部については、自然の遷移に委ねる。</p> <p>なお、この一帯は五色沼湖沼群の水源地域にもあたるので、これに影響を与えないよう地形の保全についても留意する。</p> | 248 |
| <p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点を置くとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> <p>桧原湖、小野川湖、秋元湖を始め桧原湖東南部中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然植生の保護を図る。</p> <p>また、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> | 2,090 |
| <p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山体の地殻と植生の保護を図るり、山麓部については、現植生の維持と育成を図る。</p> | 888 |

| 名 称 | 区 域 |
|------------------|--|
| 磐梯山 (猫魔岳・雄国沼) | 福島県耶麻郡北塩原村内 大字桧原の一部 |
| 猪苗代湖 | 福島県会津若松市内 国有林会津森林管理署 20林班の一部 福島県郡山市 湖南町の一部 福島県会津若松市 湊町大字赤井、湊町大字共和及び湊町大字静潟の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 大字翁沢、大字中小松及び大字山潟の各一部 (猪苗代湖の全部) |
| 合 | |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|--|---------|
| <p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。 雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に重点を置く。 また、猫魔岳、古城ヶ峰、二子山へかけての西北面については、カル デラ地形の保全に留意する。</p> | 374 |
| <p>猪苗代湖の湖沼景観の維持を図るものとし、特に湖畔部の各公園利用 施設の周辺については現景観の維持と育成に努める。 湖岸線の維持、水質の保全及び湖畔部の森林景観の保全に重点を置く。</p> | 11,666 |
| 計 | 23,175 |

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表16：第3種特別地域総括表)

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|--|---------|-------|
| | | | |
| 山形県 | 米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、211林班、213林班、214林班、216-I林班、 218林班、221林班及び224林班の各一部 米沢市 大字大沢及び大字関の各一部 | 1,600 | |
| | 小 計 | | 1,600 |
| 福島県 | 福島市内 国有林福島森林管理署27林班、28林班、37林班から39林 班まで、42林班及び43林班の全部並びに29林班から31林 班まで、36林班、46林班、49林班、51林班から53林班ま で、55林班、56林班、59林班及び60林班の各一部 福島市 桜本、土湯温泉町及び町庭坂の各一部 | 4,547 | |
| | 郡山市内 国有林福島森林管理署242林班及び244林班の各一部 | 542 | |
| | 二本松市内 国有林福島森林管理署13林班、15林班、16林班及び20林 班の全部並びに12林班、14林班、18林班及び19林班の各 一部 二本松市 塩沢町の一部 | 1,332 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|--|---------|--|
| 福島県 | 安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 9 林班及び10林班の全部並びに 2 林班、 3 林班、 7 林班及び11林班の各一部 安達郡大玉村 玉井の一部 | 999 | |
| | 会津若松市内 国有林会津森林管理署20林班の一部 会津若松市 湊町大字静潟の一部 | 139 | |
| | 耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署409林班、 412林班、 418林班から4 32林班まで、 435林班から438林班まで、 443林班、 445林 班から447林班まで及び449林班から452林班までの全部 並びに406林班、 408林班、 410林班、 411林班、 414林班、 416林班、 417林班、 433林班、 434林班、 439林班から442 林班まで、 444林班、 453林班、 461林班から463林班まで 及び464林班の各一部 耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 | 8,451 | |
| | 耶麻郡磐梯町 大字磐梯、 大字更科及び大字大谷の各一部 | 1,282 | |

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|--------|
| 福島県 | 耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署101林班から103林班まで、167林班から171林班まで、189林班、193林班から195林班まで及び197林班から200林班までの各一部 耶麻郡猪苗代町 若宮及び蚕養の各一部 | 5,393 | |
| | | 小計 | 22,685 |
| 合 計 | | 24,285 | |

(表17：第3種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|---------------------------------------|---|
| <p>吾妻連峰 (吾妻連峰山腹)</p> | <p>山形県米沢市内 国有林置賜森林管理署 210林班、211林班、213林班、214林班、216－I林班、218林班、 221林班及び224林班までの各一部 山形県米沢市 大字大沢及び大字関の各一部 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 37林班から39林班まで、42林班及び43林班の全部並びに36林班、 46林班、49林班、51林班から53林班まで、55林班、56林班、59林 班及び60林班の各一部</p> |
| <p>吾妻連峰 (高湯^{ぬるゆ}微温湯)</p> | <p>福島県福島市内 桜本及び町庭坂の各一部</p> |
| <p>吾妻連峰 (土湯)</p> | <p>福島県福島市内 土湯温泉町の一部</p> |
| <p>吾妻連峰 (中津川)</p> | <p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 464林班の一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 167林班から171林班の各一部 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部</p> |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|----------|
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山腹より上部に発達した亜高山帯植生を代表するアオモリトドマツ群落を主体とする森林景観の保護を図る。また、家形山北東部のヤエハクサンシャクナゲ、谷地平等にみられる湿原等については、これらの保護に重点を置く。</p> <p>山腹より下部については、一部地域にみられるクロベ-ヒメコマツ群落、ブナ-チシマザサ群落等の保護に重点を置くほか、山麓部の二次林等についても努めて現植生の維持を図る。</p> <p>なお、各公園利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 4,059 |
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>公園利用施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。</p> | 321 |
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>公園利用施設を取り囲む自然環境の保全と育成を図る。</p> | 740 |
| <p>東西に伸びる2,000m級の広大な火山連峰を構成する山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>中津溪谷を形成する地形とこれを被う森林景観の保全を図る。</p> | 898 |

| 名 称 | 区 域 |
|------------------|---|
| 安達太良山 (安達太良山) | 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 27林班、28林班の全部並びに29林班から31林班までの各一部 福島県郡山市内 国有林福島森林管理署 242林班及び244林班の各一部 福島県二本松市内 国有林福島森林管理署 13林班、15林班、16林班及び20林班の全部並びに12林班、14林班、 18林班及び19林班の各一部 福島県安達郡大玉村内 国有林福島森林管理署 9林班及び10林班の全部並びに2林班、3林班、7林班及び11林 班の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 193林班から195林班まで及び197林班から200林班までの各一部 福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養の一部 |
| 安達太良山 (岳) | 福島県二本松市内 塩沢町の一部 |
| 安達太良山 (沼尻) | 福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養及び若宮の一部 |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|---|---------|
| <p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>安達太良山、鉄山の山腹上部より山頂へかけての一带については、火山地形とこれを被う植生を一体として保護し、自然の遷移に委ねるものとする。山腹より山麓へかけての一带については、山体を形成する地殻の保全と二次林を含む現植生の維持を図る。</p> <p>なお、各公園利用施設の周辺については、一体的な自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 5,106 |
| <p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 109 |
| <p>安達太良山を中心とする火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>温泉集落を中心とし、これを取り囲む自然環境の保全と育成に留意する。</p> | 161 |

| 名 称 | 区 域 |
|------------------|---|
| 裏磐梯（桧原三湖周辺） | <p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 418林班から432林班まで、435林班から438林班まで、443林班、 445林班から447林班まで及び449林班から452林班までの全部並び に408林班、410林班、411林班、414林班、416林班、417林班、 433林班、439林班から442林班まで、444林班、453林班及び461林 班から463林班までの各一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 189林班の一部</p> <p>福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町 若宮の一部</p> |
| 磐梯山（磐梯山腹） | <p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 406林班の一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署 101林班から103林班までの各一部</p> <p>福島県耶麻郡磐梯町 大字磐梯の一部</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町の一部（大字なし）</p> |
| 磐梯山 （猫魔岳・雄国沼） | <p>福島県耶麻郡北塩原村内 国有林会津森林管理署 409林班及び412林班の全部</p> <p>福島県耶麻郡北塩原村内 大字桧原の一部</p> <p>福島県耶麻郡磐梯町 大字更科及び大字大谷の各一部</p> |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|--|---|
| <p>磐梯山の噴火により生成された湖沼群、噴火後に発達した森林景観の保全に重点を置くとともに、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> <p>桧原湖、小野川湖、秋元湖をはじめ桧原湖東南部中瀬沼、乙女沼等の微小湖沼を形成する地域の地形及び湖畔部の自然植生の保護を図る。</p> <p>また、各公園利用施設の周辺の自然環境の保全と育成を図る。</p> | <p style="text-align: right;">8,812</p> |
| <p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>山体の地殻と植生の保全を図り、山麓部については現植生の維持と育成を図る。</p> | <p style="text-align: right;">2,639</p> |
| <p>磐梯山及び猫魔岳等の火山性山岳景観を相対的に保全する。</p> <p>雄国沼の湖沼景観の維持と湖畔部の湿原植物群落の保護に重点を置く。</p> <p>また、猫魔岳、古城ヶ峰、二子山へかけての西北面については、カルデラ地形の保全に留意するものとする。</p> | <p style="text-align: right;">1,313</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|------|---|
| 猪苗代湖 | 福島県会津若松市内 国有林会津森林管理署 20林班の一部 福島県会津若松市 湊町大字静潟の一部 |
| 合 | |

| 地区の概要 | 面積 (ha) |
|---|---------|
| <p>猪苗代湖の湖沼景観の維持を図るものとし、特に湖畔部の各公園利用施設の周辺については現景観の維持と育成に努める。</p> <p>湖岸線の維持、水質の保全及び湖畔部の森林景観の保全に重点を置くものとする。</p> | 127 |
| 計 | 24,285 |

(オ) 指定湖沼

汚排水の排出の規制にかかる湖沼を次のとおりとする。

(表18：指定湖沼表)

| 名 称 | 区 域 | 地種区分 |
|-----|-------------|-------------------|
| 鎌 沼 | 福島県福島市内 | 特別保護地区 |
| 五色沼 | 福島県耶麻郡北塩原村内 | 特別保護地区 第2種特別地域 |

| 区域の概要 | 面積 (ha) | 旧計画との関係 |
|---|---------|---------------|
| <p>東吾妻山と一切経山の鞍部、標高1,750mに位置する吾妻連峰の火口湖の1つである。周辺はガンコウラン、クロマメノキ、オヤマノリンドウ等の高山植物及びササ草原となっている。沼の水は、浄土平集団施設地区の水源となっている。</p> | 5.0 | 昭46. 11. 13告示 |
| <p>五色沼とは、明治21年の磐梯山噴火の時の泥流によって生じたいくつかの湖沼群の総称で、磐梯山の北側標高770～830mに点在している。磐梯山の中腹にある銅沼の科学物質を含んだ水が地下水となって供給され、太陽光線と相まって鮮やかな色彩を呈している。</p> | 24.9 | 昭46. 11. 13告示 |

(カ) 乗入れ規制地域

車馬もしくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域(以下「乗入れ規制地域」という)を次のとおりとする。

(表19：乗入れ規制地域表)

| 名 称 | 区 域 | 地種区分 |
|-----|---|--------------------|
| 浄土平 | 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 33林班、45林班、50林班から52林班及び55 林班の各一部 福島県福島市 土湯温泉町の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、 牧場及び宅地の区域を除く。) | 第1種特別地域 第2種特別地域 |

| 区 域 の 概 要 | 面 積 (ha) | 旧計画との関係 |
|---|----------|-----------|
| <p>当該地域は、磐梯吾妻スカイラインの中心部である浄土平とその周辺地域である。一帯は、一切経山等の火山噴火により生成された火山荒原及びアオモリトドマツを主体とする針葉樹の原生林となっている。</p> <p>火山荒原である浄土平付近には、ハクサンシャクナゲ、ヒメコマツが生育するほか、ガンコウラン、シラタマノキ等の高山植物群落も見られる。亜高山帯の針葉樹林の中には、烏子平、景場平等の湿原が点在する。近年、当該地において冬期間のスノーモービルの乗り入れが著しく、これに伴い高山植物等の損傷が社会問題となっている。</p> <p>本指定地域は、これらの植物の保護を図るため、スノーモービルの乗り入れのアクセス部及び乗り回しが予想される地域を選定したものである。</p> | 635 | 平2.12.1告示 |

イ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表20：普通地域表)

| 県名 | 区 域 | 面積 (ha) | |
|-----|---|---------|--------|
| | | | |
| 山形県 | 山形県米沢市 大字入田沢の一部 | 2,154 | |
| | | 小 計 | 2,154 |
| 福島県 | 福島県喜多方市内 379林班から383林班、388林班、396林班、454林班、455林班、458林班及び460林班の全部並びに456林班及び459林班の各一部 喜多方市 字岩月町、間柴町及び常世の各一部 福島県耶麻郡猪苗代町内 国有林会津森林管理署172林班から177林班まで、183林班、184林班及び190林班の全部並びに169林班、178林班、181林班、182林班、185林班、186林班、189林班、191林班及び192林班の各一部 耶麻郡猪苗代町 若宮の一部 耶麻郡北塩原村 大字大塩、大字関屋及び大字桧原の各一部 | | |
| | | 小 計 | 8,576 |
| 合 計 | | | 10,730 |

(5) 利用施設計画

利用施設計画を次のとおりとする。

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表21：集団施設地区表)

| 番号 | 名称 | 区域 | 計画目標 |
|----|-----|--|--|
| 3 | 浄土平 | 福島県福島市内 国有林福島森林管理署 45林班の一部 福島県福島市 土湯温泉町の一部 | 当地は、本公園の利用幹線である福島裏磐梯線道路（車道）の沿線で、東に吾妻小富士、北に今もなお噴煙を上げる一切経山に囲まれている。植生がまだ回復していない標高約1,600mの火山荒原であり、北部に湿原、南部にアオモリトドマツの原生林が広がっている。この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、道路沿線の休憩地、自然探勝の基地とするとともに、吾妻山塊の登山基地として施設を計画するものとする。なお、当地区一帯の自然景観は特に優れているので、施設の計画にあたってはこれを損なうことのないよう留意する。 |

| 整備計画区及び基盤施設 | 整備方針 | 面積(ha) | | | 旧計画との関係 |
|-------------|--|--------|---|---|---|
| 浄土平整備計画区 | <p>本地区の優れた自然を観察するため、一帯に自然探勝路を整備し、北部には、その中心施設として博物展示施設、休憩所及び駐車場等を整備する。</p> <p>また、南部には主に吾妻山塊の登山者のために、野外の宿泊施設及び簡素な宿泊施設等を整備する。</p> <p>なお、施設の整備にあたっては、ハクサンシャクナゲ、アオモリトドマツ等の亜高山性植物群落及び火山地形の保全に留意する。</p> | 38.0 | | | 一般計画 昭38.11.29決定 区域 昭38.11.29決定 昭53.12.8変更 昭60.1.31変更 平8.7.31変更 平17.7.12変更 詳細計画 昭38.11.29決定 昭53.12.8変更 昭60.1.31変更 平8.7.31変更 平17.7.12変更 |
| 面積計 | | 国 | 公 | 私 | |
| | | 38.0 | — | — | |
| | | 38.0 | | | |

| 番号 | 名称 | 区域 | 計画目標 |
|----|-----|-----------------------|--|
| 5 | 裏磐梯 | 福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原の一部 | <p>当地区は、磐梯山北麓の桧原湖東岸に面する標高約750mの高原に位置し、磐梯山の噴火によってできた堰止湖、湿地、原野等からなる。また、米沢猪苗代線道路（車道）により、猪苗代や米沢からのアクセスに優れている。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、磐梯地区の自然とのふれあいの拠点となるよう、主に国民休暇村として宿泊、自然探勝のための施設等を計画するものとする。</p> <p>なお、施設の整備に当たっては、緑地を十分に確保するとともに、開放的な高原の施設としてふさわしいものとなるよう留意する。</p> |

| 整備計画区及び基盤施設 | 整備方針 | 面積(ha) | | | 旧計画との関係 |
|-------------|---|--------|------|------|--|
| 裏磐梯整備計画区 | <p>本地区の北部中央においては、本地区の中核施設である快適な宿舎を中心に博物展示施設、野外スポーツ施設、駐車場、園地、休憩所、バスターミナル等を整備する。また、中央から南東側においては、野営場としてセントラルロッジ、ケビン、テントサイト、炊事棟、便所等を整備する。地区南部においては宿舎、桧原湖畔には湖の風致に配慮して小規模な宿舎等を整備する。</p> <p>狐鷹森の東側には、野営場を整備し、整備に際しては、中瀬沼への歩道沿いの風致維持に留意する。地区一帯には、高原の自然とのふれあいを促進するために自然探勝路等を整備を行うとともに、公共施設周辺を起終点として、歩道とはできる限り併用せずに、地区内外を周遊する自転車道を整備する。</p> <p>施設からの汚水を適切に処理し、施設の整備にあたっては、周囲の高原の景観を損なわぬよう施設の位置、高さなどの他、沼、植生の保護等に留意する。また、車道からの景観を損なわぬよう車道沿いの十分な修景に留意する。</p> | 171.7 | | | <p>一般計画 昭29. 2. 18決定</p> <p>区域 昭29. 2. 18決定 平8. 7. 31変更 平17. 7. 12変更</p> <p>詳細計画 昭29. 10. 3決定 昭52. 9. 8変更 昭53. 12. 8変更 昭60. 1. 31変更 平8. 7. 31変更 平17. 7. 12変更</p> |
| 面積計 | | 国 | 公 | 私 | |
| | | — | 95.4 | 76.3 | |
| | | 171.7 | | | |

| 番号 | 名称 | 区域 | 計画目標 |
|----|----|------------|--|
| 6 | 翁島 | 福島県耶麻郡猪苗代町 | <p>猪苗代団地の北部に位置し、湖畔の探勝休養等のための拠点とし必要施設を計画する。区域は、現宿泊施設を中心に集約的なものとする。</p> <p>湖畔部については、水辺散策、舟遊等のために必要な施設を計画し、主として日帰り休息利用者に供する。</p> <p>なお、整備に当たっては、湖水の水質保全に留意する。</p> |

| 整備計画区及び基盤施設 | 整備方針 | 面積(ha) | | | 旧計画との関係 |
|-------------|------|--------|---|---|----------------------------------|
| | | | | | 一般計画 昭32.9.27決定 昭53.12.8変更 |
| 面積計 | | 国 | 公 | 私 | |
| | | - | - | - | |
| | | - | | | |

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表21：単独施設表)

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|----|------|--------------|
| 1 | 宿舎 | 山形県米沢市（新高湯） |
| 2 | スキー場 | 山形県米沢市（天元台） |
| 3 | 宿舎 | 山形県米沢市（萱平） |
| 4 | 野営場 | 山形県米沢市（萱平） |
| 5 | 園地 | 山形県米沢市（萱平） |
| 6 | 宿舎 | 山形県米沢市（大平温泉） |
| 8 | 園地 | 山形県米沢市（弥兵衛平） |
| 9 | 宿舎 | 山形県米沢市（滑川温泉） |
| 10 | 園地 | 山形県米沢市（滑川温泉） |
| 11 | 宿舎 | 山形県米沢市（姥湯温泉） |
| 12 | 園地 | 山形県米沢市（人形石） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|---------------|
| 温泉浴を主目的とした簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 既存スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。上部については、特に亜高山植物の保護に留意する。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 一帯の探勝、休養のための宿泊地として整備する。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 宿舎の補完的役割及びレクリエーション利用を目的とした、野営場として整備する。施設は固定テントサイトを主体とする。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 宿泊者、探勝利用者のための休憩散策園地として整備する。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 温泉浴を主目的とした簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 小規模な休憩施設として整備する。自然保護上支障ない位置の選定に留意する。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 温泉浴及び吾妻連峰への登山者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 吾妻連峰への登山者のための休憩園地として整備し、吾妻連峰一帯の自然を解説する施設を併設する。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 温泉浴及び登山者のための簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 天元台より甲種リフトを利用し容易に到達できるため、これらの利用者と登山者のための展望を目的とした園地として整備する。施設は、園路を主体とする。 | 昭53. 12. 8 告示 |

| 番号 | 種類 | 位置 |
|----|------|-----------------------------------|
| 13 | 園地 | 山形県米沢市及び福島県耶麻郡北塩原村（白布峠） |
| 14 | 宿舎 | 福島県福島市（吾妻山荘） |
| 16 | 園地 | 福島県福島市（梅平） |
| 17 | 宿舎 | 福島県福島市（ <small>ぬるゆ</small> 微温湯温泉） |
| 18 | 園地 | 福島県福島市（ <small>ぬるゆ</small> 微温湯温泉） |
| 19 | スキー場 | 福島県福島市（高山東麓） |
| 20 | 園地 | 福島県福島市（男沼・女沼） |
| 21 | 宿舎 | 福島県福島市（土湯） |
| 22 | 園地 | 福島県福島市（土湯） |
| 23 | 運動場 | 福島県福島市（土湯） |
| 24 | 園地 | 福島県福島市（土湯東鴉川） |
| 25 | 宿舎 | 福島県福島市（野地温泉） |
| 26 | 園地 | 福島県福島市（野地温泉） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|------------|
| 西吾妻有料道路（スカイバレーライン）沿線の休憩展望園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 吾妻連峰登山のための山小屋として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 浄土平集団施設地区一帯の利用者の分散を図る目的で、散策と展望休憩のための小規模な園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 高山の東側山麓部におけるスキー場として整備する。整備にあたっては、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。 | 昭53.12.8告示 |
| 散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴、保養及び周辺利用者の宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴、保養及び周辺利用者の散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 園地に隣接した既存のスケート場を夏期の運動広場として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| スキー場跡地を利用し、ピクニック等のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴及び登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴及びドライブ利用のための宿泊地として既存施設の維持改善を図る。 | 昭60.12.8告示 |

| 番号 | 種類 | 位置 |
|----|------|----------------------|
| 27 | 宿舎 | 福島県福島市（鷲倉温泉） |
| 28 | 宿舎 | 福島県福島市（幕川温泉） |
| 29 | 園地 | 福島県福島市及び耶麻郡猪苗代町（土湯峠） |
| 30 | 宿舎 | 福島県二本松市（塩沢温泉） |
| 31 | スキー場 | 福島県二本松市（塩沢温泉） |
| 32 | 宿舎 | 福島県二本松市（鉄山下） |
| 34 | スキー場 | 福島県二本松市（奥岳） |
| 35 | 宿舎 | 福島県二本松市（奥岳） |
| 36 | 野営場 | 福島県二本松市（奥岳） |
| 37 | 宿舎 | 福島県安達郡大玉村（遠藤ヶ滝下） |
| 38 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（母成峠） |
| 39 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（中ノ沢温泉） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|------------|
| 温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴及び登山利用者のための簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 休憩、展望のための園地として、主に既存施設維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 既存のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 安達太良連峰登山者のための山小屋として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 既存のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| スキー、登山利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| スキー場、ゲレンデの一部を夏期利用のためのフリーテントサイトとして活用するものとし、野営に必要な施設はゲレンデ周辺の樹林内に整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 安達太良連峰の登山及び温泉浴利用者のための簡素な宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 高森熱海有料道路（グリーンライン）利用者の展望、休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 保養、温泉浴及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |

| 番号 | 種類 | 位置 |
|----|------|-------------------|
| 40 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（中ノ沢温泉） |
| 41 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（沼尻） |
| 43 | スキー場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（沼尻） |
| 44 | 運動場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（沼尻） |
| 45 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉） |
| 46 | スキー場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉） |
| 47 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（中津川入口） |
| 49 | スキー場 | 福島県耶麻郡北塩原村（デコ平） |
| 50 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢） |
| 51 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（堂場山） |
| 52 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（細野） |
| 53 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（細野） |
| 54 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（細野） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|------------|
| 中ノ沢温泉東方丘陵地に散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として整備し、現在の良好な宿泊環境の維持に留意する。 | 昭53.12.8告示 |
| 既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| テニスコートを主体とした地区利用者のための運動場として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴、スキー及び登山利用者のための宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 既設スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 第2磐梯吾妻有料道路（レークライン）利用者及び中津溪谷の探勝利用者の休憩展望のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 小野川北方西大巔山腹の南斜面のスキー場として整備する。整備にあたっては、植生や地形の保護等環境保全が図られるよう留意する。 | 昭53.12.8告示 |
| 桧原湖北岸一帯の探勝、保養等野利用者のための宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 桧原湖北西岸の展望散策園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 桧原湖中央西岸の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 桧原湖畔の野営場として整備する。湖畔環境の維持及び湖の水質保全に留意する。 | 昭53.12.8告示 |
| 桧原湖中央西岸の園地として整備し、特に野鳥観察施設を付帯する。 | 昭53.12.8告示 |

| 番号 | 種類 | 位置 |
|----|------|----------------------|
| 55 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（長峰） |
| 56 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（京ヶ森） |
| 57 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（秋元） |
| 58 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（秋元） |
| 59 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（大府平） |
| 61 | スキー場 | 福島県耶麻郡北塩原村（大府平山） |
| 62 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原台） |
| 63 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（雄国沼） |
| 64 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村及び磐梯町（八方台） |
| 65 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（中の湯） |
| 66 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（川上温泉） |
| 67 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（上湯沢温泉） |
| 68 | スキー場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山東麓） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|-------------------|
| <p>桧原湖西岸の探勝、保養等の利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>桧原湖南岸の京ヶ森山麓一帯の探勝利用者のための野営場として整備する。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>秋元湖西方の集落地内の宿泊地として整備する。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>秋元湖北岸一帯を探勝する基地となる野営場として整備する。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>裏磐梯地区南部の宿泊地として整備する。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>既設スキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>磐梯山有料道路（ゴールドライン）利用者の園地として整備する。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>雄国沼湿原探勝者のための園地として整備する。休憩所は既存施設の改善にとどめ、園路の整備にあたっては湿原の保護に留意する。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>磐梯山有料道路（ゴールドライン）利用者の探勝、休憩、散策のための園地として整備する。</p> | <p>昭60.1.31告示</p> |
| <p>簡素な宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。</p> | <p>昭60.1.31告示</p> |
| <p>温泉浴及び周辺探勝者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>温泉浴利用者のための簡素な宿泊地として整備する。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |
| <p>既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。</p> | <p>昭53.12.8告示</p> |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|----|------|-------------------|
| 69 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山東麓） |
| 70 | 野営場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山東麓） |
| 71 | スキー場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山） |
| 72 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山） |
| 73 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（天鏡台） |
| 74 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（押立） |
| 75 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（押立） |
| 76 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（天神浜） |
| 77 | 野営場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（天神浜） |
| 78 | 舟遊場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（天神浜） |
| 79 | 水泳場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（天神浜） |
| 80 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（志田浜） |
| 81 | 舟遊場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（天神浜） |
| 83 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（上戸浜） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|------------|
| スキー利用者のための宿泊地として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 磐梯山東麓の野営場として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 既設のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 保養及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 自然探勝、展望及び休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 温泉浴、登山及びスキー利用者のための宿泊地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 湖畔の環境を活かした野営場として整備する。一帯の森林の風致維持に留意する。 | 昭53.12.8告示 |
| 舟遊びのための棧橋等を整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 天神浜利用者のための脱衣所、シャワー及び公衆便所等を整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 湖畔の休憩のための園地として、休憩所等既存施設の維持改善を図る。湖畔及び周辺林地の保護に留意する。 | 昭53.12.8告示 |
| 水辺レクリエーション施設としてローボート、モーターボート発着用の棧橋等を整備する。位置については水泳場と分離するよう配慮する。 | 昭53.12.8告示 |
| 猪苗代湖東岸における休憩のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|----|------|---------------|
| 84 | 水泳場 | 福島県郡山市（館浜） |
| 85 | 園地 | 福島県郡山市（舟津浜） |
| 86 | 水泳場 | 福島県郡山市（舟津浜） |
| 87 | 舟遊場 | 福島県郡山市（舟津浜） |
| 89 | 水泳場 | 福島県会津若松市（崎川浜） |
| 90 | 水泳場 | 福島県会津若松市（中田浜） |
| 91 | 園地 | 山形県米沢市（白布温泉） |
| 92 | 宿舎 | 山形県米沢市（白布温泉） |
| 93 | 避難小屋 | 山形県米沢市（弥兵衛平） |
| 94 | 避難小屋 | 山形県米沢市（西吾妻山） |
| 95 | 園地 | 福島県福島市（信夫高湯） |
| 96 | 宿舎 | 福島県福島市（信夫高湯） |
| 97 | スキー場 | 福島県福島市（信夫高湯） |
| 98 | 駐車場 | 福島県福島市（信夫高湯） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|------------|
| 館浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 舟津浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 既存の地方港湾施設を利用した舟遊場として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 崎川浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 中田浜利用者のための脱衣場、シャワー及び公衆便所等を整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 宿泊者の散策のための園地として整備する。 | 昭60.1.31告示 |
| 温泉浴、スキー、登山のための宿泊地として整備し、現在の湯治場的雰囲気の維持に留意する。 | 昭60.1.31告示 |
| 吾妻連峰登山者等のための既存の避難小屋の維持改善を図る。 | 昭60.1.31告示 |
| 吾妻連峰登山者又はスキーツアー者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。 | 昭60.1.31告示 |
| 宿泊者の散策のための園地として整備する。 | 昭60.1.31告示 |
| 温泉浴、スキー及び登山者のための宿泊地として整備する。 | 昭60.1.31告示 |
| 既存のスキー場を中心とし、施設の改善と整備を図る。 | 昭60.1.31告示 |
| 宿泊者、スキー利用者のための駐車場として整備する。 | 昭60.1.31告示 |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|-----|------|---------------|
| 99 | 避難小屋 | 福島県福島市（家形山） |
| 100 | 避難小屋 | 福島県福島市（酸ヶ平） |
| 101 | 園地 | 福島県福島市（幕川温泉） |
| 102 | 園地 | 福島県福島市（鷲倉温泉） |
| 103 | 避難小屋 | 福島県福島市（鉄山） |
| 104 | 園地 | 福島県会津若松市（中田浜） |
| 105 | 舟遊場 | 福島県会津若松市（中田浜） |
| 106 | 園地 | 福島県会津若松市（崎川浜） |
| 107 | 舟遊場 | 福島県会津若松市（崎川浜） |
| 108 | 園地 | 福島県郡山市（館浜） |
| 109 | 野営場 | 福島県郡山市（船津浜） |
| 110 | 園地 | 福島県郡山市（青松浜） |
| 111 | 水泳場 | 福島県郡山市（青松浜） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|--------------|
| 吾妻連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 鎌沼周辺探勝者及び吾妻連峰登山者のための避難小屋として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 自然探勝、展望及び休憩のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 自然探勝、展望、休憩のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 安達太良山連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。施設は小規模なものとし、一帯の良好な環境を損なわぬよう留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 湖での舟遊びに必要な栈橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 舟遊びのための栈橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 湖畔の環境を活かした野営場として整備する。規模は現状程度に留め、一帯の松林の風致維持及び湖の水質保全に留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 秋山浜から青松浜にかけての湖畔の散策、休憩のための園地として整備する。施設は小規模なものとし、一帯の松林の風致維持に留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 秋山浜及び青松浜の利用者のための脱衣場、シャワー、公衆便所等を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|-----|-----|--------------------|
| 112 | 舟遊場 | 福島県郡山市（青松浜） |
| 113 | 園地 | 福島県二本松市（岳温泉） |
| 114 | 宿舎 | 福島県二本松市（岳温泉） |
| 116 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南東岸） |
| 117 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（吐出） |
| 119 | 駐車場 | 福島県耶麻郡北塩原村（吐出） |
| 120 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（五色沼東） |
| 121 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（五色沼東） |
| 122 | 休憩所 | 福島県耶麻郡北塩原村（五色沼東） |
| 123 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（五色沼東） |
| 124 | 駐車場 | 福島県耶麻郡北塩原村（五色沼東） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---|--------------|
| 舟遊びのための栈橋等を整備する。位置については、水泳場と分離するよう配慮する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 温泉浴及び周辺利用者の散策、休憩のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 温泉浴、スキー、登山利用者のための宿泊地として整備し、現在の良好な環境の維持に留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 桧原湖南東岸の野営場として整備する。施設の規模は現状に留めるものとし、湖畔の風致維持及び湖の水質保全に留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 裏磐梯地区の中心に位置する宿泊地として、周辺の高原的雰囲気にあった宿舎を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 裏磐梯地区利用者のための駐車場として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 五色沼探勝者及びビジターセンター利用者のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 五色沼をはじめとする裏磐梯地区探勝者のための宿泊地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 五色沼探勝者のための休憩所として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 五色沼及び裏磐梯地区探勝の基地又は、レクリエーションのための野営場として、既存施設の維持改善を図る。汚水を適切に処理するよう留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 五色沼探勝者のための駐車場として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |

| 番号 | 種類 | 位置 |
|-----|--------|-------------------|
| 125 | 博物展示施設 | 福島県耶麻郡北塩原村（五色沼東） |
| 126 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） |
| 127 | 宿舎 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） |
| 128 | 休憩所 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） |
| 129 | 駐車場 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） |
| 130 | 駐車場 | 福島県耶麻郡北塩原村（雄子沢川） |
| 131 | 避難小屋 | 福島県耶麻郡猪苗代町（谷地平） |
| 132 | 運動場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉） |
| 133 | 休憩所 | 福島県耶麻郡猪苗代町（弘法清水） |
| 134 | スキー場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（押立） |
| 135 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（三城潟） |
| 136 | 舟遊場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（三城潟） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--|--------------|
| 裏磐梯地区の自然や公園利用についての情報を提供し、より興味深く公園利用が行えるよう既設ビジターセンターの維持改善を図る。特に、五色沼自然歩道との有機的利用を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 檜原湖畔の探勝、休憩等のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 檜原湖及び裏磐梯地区探勝者のための宿泊地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 五色沼や檜原湖探勝者のための休憩所として整備し、施設の規模は現状に留めるものとする。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 五色沼や檜原湖探勝者のための駐車場として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 雄国沼及び檜原湖畔歩道利用者のための駐車場として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 谷地平探勝者及び吾妻連峰登山者のための既存の避難小屋の維持改善を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 横向温泉及び周辺の利用者のための運動施設として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 磐梯山登山者の休憩のための施設として、既存施設の維持改善を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 磐梯山南西麓の押立温泉北方斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、磐梯山の山容を害さぬよう、登山利用の支障にならぬよう、また、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 湖畔の散策、休憩等のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 舟遊びのための栈橋等を整備する。水鳥の生息環境に影響を与えぬよう留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |

| 番号 | 種類 | 位置 |
|-----|------|------------------|
| 137 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（蟹沢） |
| 138 | 舟遊場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（蟹沢） |
| 139 | スキー場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（猫魔ヶ岳） |
| 140 | スキー場 | 福島県耶麻郡磐梯町（清水平） |
| 141 | 運動場 | 福島県耶麻郡磐梯町（清水平） |
| 142 | 野営場 | 福島県耶麻郡磐梯町（清水平） |
| 143 | 園地 | 福島県耶麻郡北塩原村（吐出） |
| 144 | 園地 | 福島県耶麻郡猪苗代町（川上温泉） |
| 145 | 運動場 | 福島県耶麻郡猪苗代町（川上温泉） |
| 146 | 宿舎 | 福島県耶麻郡猪苗代町（志田浜） |
| 147 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢） |
| 148 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（狐鷹森） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--|--------------|
| 湖畔の散策、歩道利用者の休憩のための園地として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 舟遊びのための栈橋等を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 猫魔ヶ岳の北東側斜面にスキー場を整備する。施設の整備あたっては、登山利用の支障にならによ、また、植生や地形の保護等、環境保全が図られるよう留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 猫魔ヶ岳南麓斜面にスキー場を整備する。施設の整備にあたっては、景観への影響が最小になるよう、また植生や地形の保護等環境保全が図られるよう留意する。 | 昭63. 7. 23告示 |
| テニスコートを主体とした地区利用者のための運動場を整備する。 | 昭63. 7. 23告示 |
| 猫魔ヶ岳南麓の野営場として整備する。 | 昭63. 7. 23告示 |
| 小野川湖畔における自然とのふれあいの場として整備する。 | 平8. 7. 31告示 |
| 川上温泉における自然探勝・休憩のための場として整備する。 | 平8. 7. 31告示 |
| 川上温泉利用客を中心とした野外における運動の場として整備する。 | 平8. 7. 31告示 |
| 磐梯山と猪苗代湖の雄大な景観を活かした滞在拠点として整備する。 | 平8. 7. 31告示 |
| 桧原湖（北岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては、湖畔環境の維持に留意する。 | 平17. 7. 12告示 |
| 桧原湖（東岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては、湖畔環境の維持に留意する。 | 平17. 7. 12告示 |

| 番号 | 種類 | 位置 |
|-----|-----|--------------------|
| 149 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（小野川湖東岸） |
| 150 | 野営場 | 福島県耶麻郡北塩原村（小野川湖西岸） |
| 151 | 舟遊場 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖北岸） |
| 152 | 舟遊場 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--|---------------------|
| <p>小野川湖（東岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては、湖畔環境の維持に留意する。</p> | <p>平17. 7. 12告示</p> |
| <p>小野川湖（西岸地区）湖畔の自然環境に配慮し、浄化槽の設置あるいは公共下水道への接続を行う等、環境負荷が少ない野営場として整備する。野営施設整備にあたっては、湖畔環境の維持に留意する。</p> | <p>平17. 7. 12告示</p> |
| <p>桧原湖（北岸地区）における水辺レクリエーション施設としての栈橋及び駐車場等周辺施設を整備する。</p> | <p>平17. 7. 12告示</p> |
| <p>桧原湖（南岸地区）における水辺レクリエーション施設として手こぎボート、モーターボート発着用の栈橋を整備する。</p> | <p>平17. 7. 12告示</p> |

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表30：道路（車道）表)

| 番号 | 路線名 | 区 間 |
|----|------------------------|--|
| 1 | 福島裏磐梯線 | 起点－福島県福島市（信夫高湯・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（吐出・車道合流地点） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（高森・国立公園境界） |
| 2 | 福島土湯峠線 | 起点－福島県福島市（土湯温泉・国立公園境界） 終点－福島県福島市（南沢・国立公園境界） 起点－福島県福島市（南沢・国立公園境界） 終点－福島県福島市（土湯峠・車道合流点） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉・車道合流点） |
| 3 | 高山スキー場線 | 起点－福島県福島市（土湯温泉） 終点－福島県福島市（高山スキー場） |
| 4 | 福島 ^{ぬるゆ} 微温湯線 | 起点－福島県福島市（ ^{ぬるゆ} 微温湯東・国立公園境界） 終点－福島県福島市（ ^{ぬるゆ} 微温湯温泉） |
| 5 | 岳土湯線 | 起点－福島県二本松市（岳温泉東・国立公園境界） 終点－福島県二本松市（岳温泉・国立公園境界） 起点－福島県二本松市（大関・国立公園境界） 終点－福島県二本松市（茱黄塚山・国立公園境界） 起点－福島県福島市（南沢・車道分岐点） 終点－福島県福島市（猪ノ倉・車道合流点） |
| 6 | 岳スキー場線 | 起点－福島県二本松市（岳温泉・車道分岐点） 終点－福島県二本松市（奥岳スキー場） |
| 7 | 母成中ノ沢線沼尻線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（母成・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（沼尻・国立公園境界） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--------------------------|--|---------------|
| 浄土平 土湯峠 高森 川上温泉 | 有料道路（スカイライン及びレークライン）と国道115号で、本地域の利用幹線車道として整備する。整備にあたっては、風致維持に留意する。展望地点には、路傍駐車場を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 野地温泉、 土湯トンネル | 国道115号線及び旧国道である。土湯温泉と浄土平、裏磐梯方面を結ぶ幹線車道として整備する。 冬期間の通行確保のため、稜線部はトンネルで通過するバイパスを建設する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 土湯温泉より高山スキー場に至る到達車道として整備する。 | 昭53. 12. 18告示 |
| | 福島市方面より ^{ぬるゆ} 微温湯に至る到達車道として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 安達太良東麓を經由し、岳温泉と土湯を連絡する車道として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 岳温泉より奥岳スキー場へ至る到達車道として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 中ノ沢 | 郡山方面より中ノ沢、沼尻温泉及び浄土平、裏磐梯方面へ至る車道として整備する。沿線の展望地点には路傍駐車場を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |

| 番号 | 路線名 | 区 間 |
|----|----------|--|
| 9 | 米沢猪苗代線 | 起点－山形県米沢市（白布温泉・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（長坂・国立公園境界） |
| 10 | 桧原湖南岸線 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村（雄子沢・車道分岐点） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（吐出・車道合流地点） |
| 11 | 喜多方北塩原線 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村（大塩・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（大塩・国立公園境界） 起点－福島県耶麻郡北塩原村（大塩・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢・車道合流点） |
| 12 | 会津若松裏磐梯線 | 起点－福島県耶麻郡磐梯町（山湖台・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（京ヶ森・車道合流地点） |
| 13 | 翁島押立線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（磨上原・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（押立温泉） |
| 14 | 国道49号線 | 起点－福島県会津若松市（十六橋・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（蟹沢・国立公園境界） |
| 15 | 幕川温泉線 | 起点－福島県福島市（鷲倉温泉・車道分岐点） 終点－福島県福島市（幕川温泉） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--------------------------|--|--------------|
| 白布峠 早稲沢 吐出 川上温泉 | 米沢市方面より裏磐梯を經由して猪苗代湖に至る本地域の幹線車道である。沿線の展望地点には路傍駐車場を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 雄子沢川 湯平口 | 桧原湖一周道路の一部として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 雄子沢 細野 桧原 | 喜多方方面から裏磐梯への到達車道及び桧原湖一周道路の一部として整備する。 湖畔の風致維持に特に留意する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 八方台 | 会津若松方面と裏磐梯を結ぶ有料道路（ゴールドライン）で磐梯山の西山腹を通過し、展望に優れ利用性の高い路線である。 中間地点の八方台に園地を計画するが、この他展望地点には路傍駐車場を計画する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 猪苗代湖畔より押立温泉に至る車道として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 長浜 | 猪苗代湖畔をめぐる国道49号線で、産業道路として交通量が多いが、公園利用上は翁島集団施設地区を通過する路線としての機能を持たせる。展望地点等には路傍駐車場を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 幕川温泉への到達車道として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表32：道路（歩道）表)

| 番号 | 路線名 | 区 間 |
|----|-----------|--|
| 1 | 白布温泉西吾妻線 | 起点－山形県米沢市（白布温泉） 終点－山形県米沢市（西吾妻山） |
| 2 | 白布温泉人形石線 | 起点－山形県米沢市（白布温泉） 終点－山形県米沢市（人形石） 終点－山形県米沢市（明道沢・国立公園境界） 起点－山形県米沢市（明道沢・国立公園境界） 終点－山形県米沢市（大平温泉） |
| 3 | 萱平藤十郎線 | 起点－山形県米沢市（萱平・国立公園境界） 終点－山形県米沢市（藤十郎） |
| 4 | 立岩東大巔線 | 起点－山形県米沢市（弥兵衛平北・国立公園境界） 終点－山形県米沢市（東大巔・歩道合流点） |
| 5 | 滑川温泉弥平衛平線 | 起点－山形県米沢市（滑川温泉・国立公園境界） 終点－山形県米沢市（弥兵衛平） 終点－山形県米沢市（姥湯温泉） |
| 6 | 滑川温泉兵子線 | 起点－山形県米沢市（滑川温泉） 終点－山形県米沢市（兵子） |
| 7 | 滑川温泉家形山線 | 起点－山形県米沢市（滑川温泉上・歩道分岐点） 終点－山形県米沢市（高倉山） 終点－山形県米沢市及び福島県福島市 （家形山・歩道分岐点） |
| 8 | 信夫高湯家形山線 | 起点－福島県福島市（信夫高湯） 終点－福島県福島市（家形山下・歩道合流点） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-----------|--|------------|
| 若女平 | 白布温泉から若女平を経て西吾妻山への登山道として整備する。 | 昭53.12.8告示 |
| 新高湯 | 白布温泉より新高湯、天元台を経て人形石への登山道として、また白布温泉から新高湯間は、入湯者の到達路として整備する。 ただし、天元台から人形石間については、探勝歩道としての機能も持たせる。 | 昭53.12.8告示 |
| 大平温泉 | 萱平及び大平温泉より藤十郎への登山道として現状の維持を図る。 | 昭53.12.8告示 |
| 弥兵衛平 | 弥兵衛平を通過し東大巔と結ぶ登山道であるが、一帯の湿原の保護を図るため、木道等を整備する。 | 昭60.1.31告示 |
| 潜滝 薬師森 | 滑川温泉より潜滝を経て弥兵衛平へ、また薬師森より分岐し姥湯温泉へ至る登山道として現状の維持を図るものとするが、危険箇所等については安全に配慮する。 | 昭53.12.8告示 |
| 姥湯温泉 | 滑川温泉より姥湯温泉を経て、兵子へ至る登山道として現状の維持を図る。三階滝には、小休憩施設等を付帯させる。 | 昭53.12.8告示 |
| 霧ノ平 | 滑川温泉より家形山及び霧ノ平から分岐し高倉山への登山道として現状の維持を図る。 | 昭60.1.31告示 |
| | 家形山への登山道であり、現状の維持を図る。 | 昭60.1.31告示 |

| 番号 | 路線名 | 区 間 |
|----|-------------------------------|--|
| 9 | 五色温泉家形山線 | 起点—福島県福島市（四郎右エ門沢・国立公園境界） 終点—福島県福島市（家形山・歩道分岐点） |
| 10 | <small>ぬるゆ</small> 微温湯浄土平線 | 起点—福島県福島市（ <small>ぬるゆ</small> 微温湯温泉） 終点—福島県福島市（浄土平） |
| 11 | 土湯浄土平線 | 起点—福島県福島市（土湯温泉） 終点—福島県福島市（浄土平） |
| 12 | 西吾妻一切経縦走線 | 起点—福島県福島市（浄土平・歩道分岐点） 終点—福島県福島市（白布峠） |
| 14 | 東吾妻山線 | 起点—福島県福島市（姥ヶ原・歩道分岐点） 終点—福島県福島市（鳥子平・歩道合流点） |
| 15 | 吾妻小富士線 | 起点—福島県福島市（浄土平） 終点—福島県福島市（吾妻小富士頂上） |
| 16 | 安達太良山縦走線 | 起点—福島県福島市（鷲倉温泉） 終点—福島県二本松市（奥岳スキー場） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|----------------------------------|---|---------------|
| | 家形山への登山道であり、現状の維持を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | ぬるゆ 微温湯温泉から浄土平に至る登山道であるが、ハイキング、一般探勝にも利用されているので、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| | 土湯温泉から浄土平に至る登山道であるが、ハイキング、一般探勝にも利用されているので、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 一切経 家形山 東大巓 西吾妻山 西大巓 | 吾妻連峰の主稜線を縦走する登山道である。湿原及び高山植生の部分については、植生保護のため、木道等を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 東吾妻山 | 浄土平に近く、ハイキング、一般探勝などに多く利用されているので安全保持上必要な整備を行う。湿原及び高山植生の部分については、植生保護のための木道等を整備する。 | 平2. 8. 18告示 |
| | 浄土平付近の最大の興味地点である吾妻小富士への探勝歩道であり整備にあたっては、安全保持及び周辺植物の保護に留意する。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 鬼面山 箕輪山 鉄山 安達太良山 | 安達太良連峰の主稜線を縦走する登山道として現状の維持を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |

| 番号 | 路線名 | 区 間 |
|----|---------|--|
| 17 | 勢至平線 | 起点－福島県二本松市（奥岳スキー場・歩道分岐点） 終点－福島県二本松市（くろがね小屋・歩道合流点） 終点－福島県二本松市（安達太良山山頂北・歩道合流点） |
| 18 | 湯川溪谷線 | 起点－福島県二本松市（木ノ根坂塩沢） 終点－福島県二本松市（鉄山山頂・歩道合流点） |
| 19 | 遠藤ヶ滝線 | 起点－福島県安達郡大玉村 （遠藤ヶ滝下・国立公園境界） 終点－福島県二本松市（安達太良山山頂東・歩道合流点） |
| 20 | 母成安達太良線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（母成峠・国立公園境界） 起点－福島県郡山市（石筵・国立公園境界） 終点－福島県二本松市（安達太良山山頂北・歩道合流点） |
| 21 | 沼尻船明神山線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（白糸の滝東・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（船明神山・歩道合流点） |
| 22 | 中津川溪谷線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（秋元湖北） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（藤十郎・歩道合流点） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（中大巔南・歩道合流点） |
| 23 | 早稲沢西大巔線 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（西大巔） |
| 25 | 桧原湖磐梯山線 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山山頂） |
| 26 | 桧原湖南岸線 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南東岸・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（京ヶ森・歩道合流点） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--------|---|--------------|
| 勢至平 | 安達太良山への登山道及びくろがね小屋への到達道路として現状の維持を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| くろがね小屋 | 安達太良山への登山道であり、現状の維持を図る。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 安達太良山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 安達太良山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 安達太良山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭60. 1. 31告示 |
| ヤケノママ | 溪谷探勝のための歩道であるが、現状は危険性が高いので、熟達者向きの歩道とする。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 吾妻連峰への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭53. 12. 8告示 |
| | 磐梯山への登山道で利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 京ヶ森 | 利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。 | 平2. 8. 18告示 |

| 番号 | 路線名 | 区 間 |
|----|---------|--|
| 27 | 押立磐梯山線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（押立） 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（町営牧場） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山山頂） |
| 28 | 猪苗代磐梯山線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山スキー場） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（磐梯山山頂） |
| 29 | 川上磐梯山線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（川上温泉） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（弘法清水） |
| 30 | 浄土平東巔線 | 起点－福島県福島市（浄土平・歩道分岐点） 終点－福島県福島市（鎌沼・歩道合流点） 起点－福島県福島市（鎌沼・歩道合流点） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（東大巔・歩道合流点） |
| 31 | 早稲沢曾原湖線 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村（早稲沢） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（曾原湖） |
| 32 | 中瀬沼弁天沼線 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村（中瀬沼・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（弁天沼・歩道合流点） |
| 33 | 三城潟長浜線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（三城潟） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（長浜） |
| 34 | 厩岳山線 | 起点－福島県耶麻郡磐梯町（猫魔ヶ岳頂上・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡磐梯町（厩岳山南・国立公園境界） |
| 35 | 丸山線 | 起点－福島県耶麻郡磐梯町（猫魔八方台・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（丸山） 終点－福島県耶麻郡磐梯町（中ノ湯・歩道合流点） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|------------|---|---------------|
| | 磐梯山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 赤埴山 沼ノ平 | 磐梯山登山の主要コースであり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| | 磐梯山への登山道であり、現状の維持を図る。 | 昭53. 12. 8 告示 |
| 鎌沼 谷地平 | 浄土平付近については、一般探勝利用者が多いので、重点的に整備する。また、湿原、草原部分には、植生保護のための木道等を整備する。 | 平2. 8. 18告示 |
| 山砲峠 | ハイキング、一般探勝路として整備し、主要展望地点には、休憩施設、簡易解説施設等を整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| | 中瀬沼より五色沼へ連絡する歩道として整備する。 | 平2. 8. 18告示 |
| 蟹沢 | 猪苗代湖畔の三城瀧と長浜を結び湖畔を探勝する歩道として整備する。 | 昭60. 1. 31告示 |
| 厩岳山 | 利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。 | 平2. 8. 18告示 |
| 丸山 | 利用者の多いコースであり、安全保持上必要な整備を行う。 | 平2. 8. 18告示 |

| 番号 | 路線名 | 区 間 |
|----|---------|---|
| 36 | 東北自然歩道線 | 起点－福島県福島市（土湯温泉） 終点－福島県福島市（土湯温泉） 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（土湯峠） 終点－福島県福島市（浄土平） 起点－福島県耶麻郡北塩原村（レンゲ沼） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南東岸・歩道合流点） 起点－福島県耶麻郡北塩原村（毘沙門沼） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（柳沼） 起点－福島県耶麻郡北塩原村（京ヶ森・歩道分岐点） 終点－福島県耶麻郡北塩原村（猫魔八方台・歩道合流点） 起点－福島県耶麻郡磐梯町（戸ノ口・国立公園境界） 終点－福島県耶麻郡磐梯町（銚子の口） 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（天鏡台） 終点－福島県耶麻郡磐梯町（頭無・国立公園境界） 起点－福島県郡山市（浜路・国立公園境界） 終点－福島県郡山市（浜前・国立公園境界） |
| 37 | 横向箕輪山線 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町（横向温泉） 終点－福島県耶麻郡猪苗代町（箕輪山・歩道合流点） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--|----------------------------|------------|
| 男沼 女沼 幕川温泉 鳥子平 樋沼 鎌沼 中瀬沼 毘沙門沼 柳沼 雄国沼 名倉山 天鏡台 猪苗代湖南 東岸 | 東北自然歩道として整備する。 | 平2.8.18告示 |
| | 箕輪山への登山道であり、安全保持上必要な整備を行う。 | 昭63.7.23告示 |

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表33：運輸施設表)

| 番号 | 路線名 | 種 類 | 位 置 又 は 区 間 |
|----|------|--------|--|
| 1 | 天元台 | 索道運送施設 | 起点－山形県米沢市（白布温泉） 終点－山形県米沢市（天元台） 起点－山形県米沢市（天元台） 終点－山形県米沢市（人形石下） |
| 2 | 奥岳 | 索道運送施設 | 福島県二本松市（奥岳スキー場） |
| 3 | 赤埴山 | 索道運送施設 | 福島県耶麻郡猪苗代町（赤埴山スキー場） |
| 4 | 桧原湖 | 船舶運送施設 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖） |
| 5 | 猪苗代湖 | 船舶運送施設 | 福島県会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町 （猪苗代湖） |
| 6 | 猪苗代湖 | 係留施設 | 福島県郡山市（舟津浜） |
| 7 | 桧原湖 | 係留施設 | 福島県耶麻郡北塩原村（桧原湖南岸） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-------|--|---------------|
| | <p>白布温泉と天元台との有機的関連を考慮し、施設の改善を図る。</p> <p>天元台と人形石下間については、現状の維持を図る。</p> | 昭53. 12. 8 告示 |
| | <p>安達太良山の夏山探勝用として整備する。施設の整備にあたっては植生の保護等、環境の保全が図られるよう留意する。</p> | 昭53. 12. 8 告示 |
| | <p>夏山探勝用として既存施設の現状の維持を図る。</p> | 昭53. 12. 8 告示 |
| | <p>桧原湖の湖上探勝用としての施設を整備する。現在、既に船舶は就航しているが、棧橋、休憩施設等の関連施設については完備されていないので、施設の改善を図る。</p> | 昭53. 12. 8 告示 |
| | <p>猪苗代湖の湖上探勝用として施設を整備する。現在、既に船舶は就航しているが、棧橋、休憩施設等の関連施設については完備されていないので、施設の改善を図る。</p> | 昭53. 12. 8 告示 |
| | <p>猪苗代湖の舟遊、遊覧等のための棧橋を整備する。</p> | 昭60. 1. 31 告示 |
| | <p>桧原湖の舟遊、遊覧等のための棧橋を整備する。</p> | 昭60. 1. 31 告示 |

| 番号 | 路線名 | 種 類 | 位 置 又 は 区 間 |
|----|------|--------|---|
| 8 | デコ平線 | 索道運送施設 | 起点－福島県耶麻郡北塩原村(デコ平) 終点－福島県耶麻郡北塩原村 (デコ平) |
| 9 | 押立線 | 索道運送施設 | 起点－福島県耶麻郡猪苗代町 (押立) 終点－福島県耶麻郡猪苗代町 (押立) |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-------|--|------------|
| | デコ平スキー場及びその周辺の探勝利用のために既存施設の維持改善を図る。 | 平8.7.31告示 |
| | 冬季スキーリフトを夏季に運行し、終点駅舎周辺から猪苗代湖の眺望を楽しむための施設として整備する。 | 平17.7.12告示 |